

第七十六回国会 通信委員会 議 録 第三号

昭和五十年十一月十九日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 地崎宇三郎君

理事 宇田 國榮君

理事 志賀 節君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 古川 喜一君

理事 小淵 惠三君

理事 龜岡 高夫君

理事 高橋 千寿君

理事 長谷川四郎君

理事 水野 清君

理事 大柴 滋夫君

理事 久保 等君

理事 田中 昭二君

理事 小宮 武喜君

出席國務大臣

郵政大臣 村上 勇君

出席政府委員

大藏政務次官 森 美秀君

郵政政務次官 稻村 利幸君

郵政大臣官房長 佐藤 昭一君

郵政大臣官房首 永末 浩君

郵政大臣官房 松井 清武君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 佐野 芳男君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 廣瀬 弘君

郵政省貯金局長 神山 文男君

郵政省簡易保險 局長 中市 彩也君

郵政省人事局長 浅尾 宏君

郵政省經理局長 高仲 優君

委員外の出席者

第一類第十一号

通信委員會議録第三号

昭和五十年十一月十九日

委員の異動

十一月十九日

補欠選任

小宮 武喜君

警察庁警備局警 備課長 若田 末人君

大蔵省銀行局総 務課長 清水 汪君

中小企業庁計画 部下請企業課長 飛永 善造君

郵政大臣官房資 材部長 福守 博一君

郵政大臣官房建 築部長 森 俊朗君

日本電信電話公 社総裁 米澤 滋君

日本電信電話公 社総務理事 三宅 正男君

日本電信電話公 社総務理事 遠藤 正介君

日本電信電話公 社理事 玉野 義雄君

日本電信電話公 社計画局長 興 寛次郎君

日本電信電話公 社資材局長 小西 一郎君

通信委員会調査 室長 佐々木久雄君

委員の異動

十一月十九日

補欠選任

綿貫 民輔君

小沢 貞孝君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

君紹介(第九四号)

同外四件(徳安實藏君紹介)(第三三八号)

同外百三十五件(徳安實藏君紹介)(第三五八号)

同(足立篤郎君紹介)(第三七七号)

は委員会の許可を得て取下げられた。

本日の會議に付した案件

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に關する特別措置法案(内閣提出第一九号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

逓信行政に關する件

簡易郵便局法等の改正に關する請願(徳安實藏君紹介)(第九四号)、同外四件(徳安實藏君紹介)(第三三八号)、同外百三十五件(徳安實藏君紹介)(第三五八号)及び同(足立篤郎君紹介)(第三七七号)の取下げの件

〇地崎委員長 これより會議を開きます。

この際、請願取り下げの件についてお諮りいたします。

本委員会に付託になっております簡易郵便局法等の改正に關する請願、第九四号、同第三三八号、同第三五八号及び同第三七七号につきまして、紹介議員であります徳安實藏君及び足立篤郎君からそれぞれ取り下げ願いが昨十八日に提出されております。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇地崎委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

〇地崎委員長 逓信行政に關する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平田藤吉君。

〇平田委員 インフレと不況が同時に進行するという非常に国民にとっては大変な事態が生じております。とりわけ中小企業の困難が増大しているわけですが、自民党の代々の政府は、大企業中心の高度経済成長政策を推し進めてきて今日の結果をもたらしているわけです。中小企業者はこの困難を打開するためにさまざまな努力をしておりますけれども、国が妥当な援助を今日の段階で行うことは当然なことだというふうに考えます。国民の世論が高まる中で政府は閣議でことしの七月十一日に昭和五十年度中小企業者に関する国等の契約の方針を決定して、関係機関に指示しております。この閣議決定がどのように実行されているか。一つは特定品目の総額と中小企業への発注額、その比率、それから二つ目には全調達物の総額と中小企業向けの発注額とその比率について、郵政省並びに電電公社から、それぞれお答えいただきたい。

〇高仲政府委員 お答え申し上げます。

郵政省におきます昭和四十九年度の中小企業向け官公需の契約の実績額について申し上げますと二百六十五億円でございまして、官公需契約の総実績額七百六億円に對しまして三七・五%と相なっております。この数字は目標額三五・六%に對して若干でございますが上回っております、このように相なっております。

なお、同じように四十八年度につきましても目標額二七・八%に對して三六・九%というふうに、若干ではございますが目標を上回る実績を示して

おる実情でございます。

○三宅説明員 電電公社関係の中小企業向けの発注割合についてお答え申し上げます。

四十八年度におきましては、総官公需総額、公社におきまして一兆四百億余りでございます。この中で中小企業向けの発注割合は、目標一・三・二％に對しまして一・三・九％の千四百四十八億に達しております。

また四十九年度につきましては、総額一兆一十億余に對しまして目標は一・三・七％、これに對しまして実績は一・五・六％の千七百二十七億、こういう数字になっております。

○平田委員 六月二十六日に参議院で郵政省は、わが党の山中郁子議員に對して中小企業向けの発注を増大させる具体案を報告いたしますというふうに約束されました。五カ月たっているんだけれども、いまだにその報告が出されていないけれども、検討したのかどうか。

それから、特定品目は全部中小企業へ回せるものだと考えるわけですが、なぜ割合が低いのか、お聞かせいただきたい。

○福守説明員 前国会でいろいろ山中議員から御質問また御意見がございました。それに對しまして、またいろいろお答え申し上げていくわけでございます。私も、それにつきまして真剣に検討いたしましたわけですが、具体的にどのようにならなければならないか、下着類等被服繊維の扱いについて受注を増大していくかというところにございまして、なかなかむずかしい問題でございまして、さらに十分の検討を加えたいと思っております。

しかしながら、できるだけ中小企業向けの需要を増大したいというのを念頭に置きながら努力をいたしているわけでございます。今年度につきましましては、昨年度の実績でそのとき一八％程度というのを申し上げたわけでございますけれども、それよりもできるだけ上回るように持っていきたいというふうに努力しているわけでございます。

○平田委員 報告いたしましたと言って何で返事しないのか、報告をなぜ出さないのかということを開いているのですが、それを答えてください。

○福守説明員 お答え申し上げます。いつごろということまでお約束できなかったわけでございますが、御報告申し上げますというふうに確かに申し上げたことをよく承知しております。ただ、いまも申し上げましたようにまだ検討中でございますので、御報告に及ぶ段階になっていないということをごまことに遺憾に思っています。

○平田委員 報告できないような状態だということを示しているわけでしょうか。あなたは困難にぶつかって、もう中小企業の困難というのはずっと続いているのですよ。何でもそんなに検討するのには時間がかかるのですか、聞かしてください。

○福守説明員 先生、先刻御案内のこととは思いますが、郵政省の調達いたしました制服類はいろいろな機能を持つておるわけでございます。対外的には事業の信用を保持する、職員の品位を確保するというような役割を持ちますし、対内的にはまた職場の環境整備の一環として安全、快適な職場の着用品がなされる、規律の保持にも役立つというふうな、そのほかいろいろ役割を持っているわけでございます。全国的な職場におきまして、全国的に把握いたしました、それに即応しました調達を実施するということでございます。そのためには、大量に短期間に調達の事務を運営しなければならぬというわけでございます。使用の目的から仕様、規格を統一いたしまして、品質のよいものができるだけ効率的に調達するというものであります。その中で、どうしても現在やっているような方式が最も適当しているのではなからうかというふうに考えているものでございます。

そういうことで、中小企業者に対する需要の増大ということとは絶えず念頭に置きながらも、私どももいたしましてはどうしても予算の適正な執行とかあるいは調達事務といえますか、資材業務の合理的な運営ということからも離れるわけにはな

かなかまいらないのでございまして、できるだけ中小企業向けの需要を増大するというところで努力はしているわけでございますけれども、いまのたてまえを変えてそれを進めたいというふうなことはなかなか慎重にならざるを得ないというふうに思っています。

ただ、この際申し上げさせていただきますが、現在の方式におきましても、原反部分の紡績会社が受けた生地、縫製部分、それからその工程の相当部分を占めます縫製業者が制服として仕立てる部分、これを共同して運営するという形になっておりますけれども、中小企業者であります縫製業者がその縫製部分についてはすべて受注を受けているわけでございます。相当部分というものは現在の制服類の需要は中小企業向けに占めているというのを申し上げさせていただきます。というふうに存するわけでございます。

なお、それ以外につきましても、たとえば比較的小規模な仕様のものでもございまして、特別な仕立てを要するものでございまして、失礼しました、中小企業者が手がけた方が適当であるというものがあられるわけでございます。そういうものにつきましまして、極力中小企業者向けに占めるというふうなことで努力してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○平田委員 中小企業庁、見えておりますか。いまね、中小企業庁にお伺いしたいのですけれども、なかなかどうも郵政省関係の上着類、下着類というものはむずかしいもののように聞こえるのですわ。そこでお伺いしたいのですが、いま郵政省で用いている上着、下着類など繊維製品について、現在の中小企業にそれをつくる技術が、中小企業の今日の技術ではむずかしいのかどうか。それから、いまのお話ですと、短い期間に大量に必要ななどという話がありました。つまり分割発注などを行うようにというのが政府の方針なんだ。この分割発注などをすればやれるんだというふうに思われるわけですが、中小企業庁として見解を聞かしていただきたい。

○飛永説明員 ただいま問題になっております中小企業における、特に私どもで围の方針で決めております特定品目、御承知のように現在繊維だとか外衣、その他、大体八品目決めております。この八品目というのは、昨年までは七品目であったわけでございますが、事務用品を追加いたしました。ことしから八品目にふやしたわけでございます。

現在それがどの程度中小企業へ向いているかというところでございまして、たとえば機械すきの和紙、これはタイプライターなんかに使われるものでございまして、そういうのが九六％、印刷は八七％、そういうような状況でございます。一方、ここで問題になっておりますたとえば外衣、下着類でございますが、これは御議論になっておりますように、たとえば郵政さんでありますとか、そういう大量発注のところがございます。比率は全体として大体二・六％というふうな数字になっております。総体としては大体全部足しますと四割ぐらいになりますけれども、いまのたとえば外衣、下着類でございますとか、それから織物類でございますとか、いろいろ事情があつてなかなか比率が高められないものがあるわけでございます。

具体的に技術的に可能であるかどうかという点につきましては、実は私もそういう技術的な専門でございまして、ちよつとお答え申し上げます。かねるわけでございますが、官公需の確保という立場から、実は先生も御指摘がありましたように、できるだけ何とかして中小企業に仕事を回したいというところで、御例示ございましたたとえば分割発注をふやしますとか、あるいは資格の等級をできるだけ中小企業に回せるようにするとか、そういうことで各省に御努力をお願いしております。ただ、私も、直接中小企業庁として契約するわけにはいきませんので、各省にお伺いすることになるわけでございますが、先生御承知のように、官公需の調達ということにつきましては、個々の契約の担当の方が、会計法規に基づきまして予算の適正な使用ということを考えつつ、値段でございますとか、品質、納期、そ

いうことを総合的に判断してそうして契約されるというところで、それぞれの現場の方々はいろいろ苦労していただいているんだと思います。私もどしどしとしましては、たとえばいま問題になっておりますその郵政関係の制服がこの品質のものだったから中小企業にできるかどうかというところは、私も専門家でございませぬのでわかりませんので、結局各省でそれぞれいろいろな角度から御検討いただいて、何とか比率をふやしていただく、そういうことよりいたし方なく、それで基本方針として国の方針を決めました上で、その方針は各省も加わっていただいておりますので、そして後は各省で種々の角度から御努力願うという状況でございます。

○平田委員 結局あなた方は、頼んで歩いておりますよという話ですが、私が聞いているのは――郵政省の元来の言い分は、技術的に中小企業にやれどもと、数が多いものから一遍に発注して短い期間に納めてもらうにはむずかしいとかいうのが理由なんですよ。この問題を打開しようとするれば、技術的にはこうですよというのをあなた方は言うのがあたりまえなんだ。何です、あなた。怠慢ですよ。何かその日その日を糊塗していればいいようなことですよ。分割発注はこのようにしてやれば間に合うんじゃないですかと言えらるんだ。そんなことが答えられないで、中小企業庁が今日当面している困難を打開できると思えますか。だめですよ、そういうことじゃ。

たとえば特定品目のうちの上着とか下着とか、繊維製品などというのは、大体原反は大企業でつくりますよ。しかし縫製関係は中小企業が多いんですよ。郵政省だけでも被服三十万人分でしょう。大変な量ですよ。関係中小企業の相当な部分にこれは仕事が行っているはずなんです。

この間予算委員会でも建設大臣は、わが党の野間議員の質問に対して、被服類は全額中小企業から購入するようにいたしますというふうに答えているんですよ。郵政大臣、いまお話ししたような状況です。やはり同じ閣僚なんですから、あなた方

が決めたんですから、このところはひとつ英断をふるってもらいたいと思うのです。ひとつ大臣の見解を聞かせていただきたい。

○村上國務大臣 中小企業に関する国等の契約の方針ということで八品目が定められておりますが、これらにつきましては、国の方針に従いまして発注計画を立て、中小企業団体中央会等に対して情報提供して受注機会の増大に役立つように措置しておるところであります。

郵政省の資料調達について見ますれば、これら特定品目に関する中小企業者への発注割合は、品目によつては九〇%以上を占めているものもあり、また特定品目の総計としても四十九年度約四六%を占めておりまして、積極的に努力いたしております。今後、この国の方針に沿うように十分推進していきたく考えております。

○平田委員 これは、建設大臣、国会での答弁いかげんだと言いたけれども、あの大臣よりあなた消極的ですよ。被服関係や繊維関係の縫製関係というものは中小企業へ出せるんだから、全部出すように努力するとおっしゃるかと思つたら、そう言われぬ。そこを私は聞きたいんですよ。もう一遍答えてください、大臣。

○村上國務大臣 大体九六%まで出しておるのではありません、この点は誠意を持って国の方針に従つてやっていると私には承知いたしております。

○平田委員 大臣九六%と言われたけれども、どうなんですか。もう一遍、被服関係、縫製関係、中小企業へ九六%出していますか。

○福守説明員 被服類につきましては昨年度実績では一八%程度でございます。なお繊維製品をとつてみますと六〇%程度でございます。両方合わせると三〇%程度になるわけでございます。

○平田委員 あなたの方から出された資料によると、被服関係は二十三億円、郵政省が四億二千万で一八・四%という資料になっていますね。どうして、あなた、八〇%、九〇%になるの。私の方に出した資料、違ふの。どういふことなんです、

この違いは、だめですよ、ちゃんと答えないと。○村上國務大臣 品目によつては九〇%以上という事です。

○平田委員 私が聞いているのは、とりあえず被服ですよ。

○福守説明員 お答え申し上げます。

いま大臣から御答弁がございましたように、特定品目は、御存じのようにこれは八品目になっているわけでございますが、それぞれについて見ますと、物によつては九〇%を超えているものがあるというところでございます。御了承いただきたいと思ひます。

○平田委員 了解できません。私がいま論じているのは、被服を中心にして論じているのです。それに対する答えが九〇%で済みますか。うそおっしゃい。すれ違いの、ごまかしの答弁しなさんな。ちゃんと答えなさいよ。被服関係で幾ら出しているのか。

○福守説明員 ただいま申し上げましたように、外、下着類につきましては一八%の実績を見ております。それから、つけ加えて申し上げますが、ただいま申し上げましたけれども、繊維製品、外、下着類を除いた部分につきましては六〇%を超えております。そこで、先ほども申し上げましたけれども、被服類、繊維製品、総合いたしました三〇%程度になるわけでございます。

○平田委員 総額六億円のうち三億六千万円、六一・一%、これがそう。これはあなたの方から出した資料なんです。余りでため言いなさんな。はっきりしや困るものだからなるべく数字でもつてごまかそうとしているんだ。だめですよ、そんなことは。電電公社は特に悪い。これは、あなた、上着、下着類は全部大企業に発注しておるでしょう。なぜですか。

○小西説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生からいろいろ御指摘をいただいておりますが被服につきまして、電電公社では本社購入品につきましてはすべて大手に発注をいたしております。

この理由につきましては、先ほど郵政省からも御説明がございましたが、大体状況としてはその状況と同じでございますけれども、少し敷衍をいたしますと、第一に、被服類につきましては、JISによる規格の統一化が図られておりません。公社におきましては、特に機能性あるいは安全性、耐久性、経済性等を考へまして、独自に原反の規格と縫製の規格を定めまして、上着と下着を別々に勘定いたしておりますが、延べ百万点を超えるような大量の発注を行っております。したがって、市販の既製服や市販の原反ではこういう条件を満たすことができない状況にございまして、公社としましては、いかに要求に合致する繊維製品を購入するかということに苦慮いたしております。

第二に、原反の生産工程と申しましていろいろございまして、一貫いたしまして原反を生産しておりますのは大手を除いてございせん。繊維工業にはいろいろ中小もございまして、紡績なり、織布なり、染色なり、あるいはその後の後工程なり、それぞれを分担して生産しておるところもございまして、一貫して生産しておる紡績メーカーというのは大手以外にはございせん。

それから第三に、繊維業界の実態といたしまして、先ほど郵政省からも御説明がございましたが、紡績メーカーによりまして原反の生産、それから裏地、しん地の手配、それから縫製に關しましては、先生も御指摘のように中小がこれを担当しておるわけでございまして。そういう原反と縫製全体の生産の仕組みと申しますのは、繊維業界の長い伝統と申しますか、実態がございまして、この実態に基づきまして、私たちが代表メーカーといたしまして大手の原反メーカーを選んでおるわけでございまして。実質的にはその縫製は専門業者である中小縫製業者に生産が委託実施をされておるわけでございまして。公社で被服の発注額が約三十億でございますが、その約半分ぐらゐの金額は中小縫製業者に実質的には渡っておるのではないかと申すように推定をいたしております。

ります。

そういう実態もございまして、公社として一貫した生産体制をしきながら、しかもその量産効果による価格の引き下げと品質の安定ということを考えまして、大手の繊維メーカーに発注をいたしておる状況でございます。

で、先ほど来先生が御指摘のように、なぜ中小の縫製業者を直接使えないのかという御指摘でございますが、過去に電電公社で、昭和三十五年から昭和四十二年にわたりまして、そういう形を実施した経緯がございます。しかし、いろいろ先ほど来申し上げますように点数が非常に多い、種類も非常に多い、原反がどうしても大手しかつかれない、いろいろ総合的に考えますと、調達にいろいろの難点が出てまいりまして、昭和四十三年から現在の契約の仕方、購入の仕方に変えた経緯がございます。

で、今後中小縫製業者についても少し契約上の地位向上を図れないかという御指摘につきまして、かねて通産省、中小企業庁等が御指導いただいたとおりでございます。まあ協同組合というようなものでもございまして、そういう線に沿いまして公社としては真剣に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そういう状況でございます。

○平田委員 村上大臣、法律が四十一年にできてから十年、毎年同じような趣旨の閣議決定をしてきている、とりわけ今回の閣議決定というのはやはり今日の経済情勢のもとで重大だと思っております。そういう意味では、いま言われたように、あなたの郵政省、同時に電々公社に対しての指導、これはやはりもっと強化して、いろいろ理屈は挙げておられますけれども、中小企業に渡してもできるのですよ、原反をつくっておるところに渡せば一番たわいのないと言いますけれども、みんなしぼってしぼってしぼりかすを末端にやっている始末なんです。だからそういう意味では、五十年以降について、とりわけやはり閣議決定を全面的に実行するように努力すべきだと思っております。

が、この点あなたの郵政省それ自身もともかく、電電公社に対する指導も強化が必要があるという点で、大臣の見解を聞かせていただきたい。

○村上国務大臣 中小企業の経営を少しでもよくするために、すでに閣議決定した事項に沿いましてどこまでも積極的に私どもは努力すべきだと思っております。いま説明を聞きまして、いろいろな事情もありましていけれども、でき得る限り政府の方針に従っていくように、前向きでひとつ検討し努力させたいと思っております。

○平田委員 郵政省の関係で言いますと、指定業者登録の手続は本省と地方郵政局、別に行っているように思いますが、いまの段階ですと、どうやら地方の業者に入札に参加できる機会を十分に与えてない。いま電電公社の方からも言われましたように、協同組合などもかなりつくられてきていて、そして通産省が発行している官公需適格証明書というものが渡されている協同組合もかなりの数に上っているわけですね。それで、私どもどうしても理解に苦しむのは、中央段階で大体契約して、たとえば建設をめぐる問題でも、地方の業者になかなか行かない、入札の機会を与えられないというふうな聞いているわけですね。この点一体どうなっているのか。やはりそれぞれ地方に業者がいるのですから、建設関係でも地方の業者に仕事を回すようにするのが当然だろうと思ふのだが、どうなっているのか聞かしていただきたい。

○森説明員 お答え申し上げます。

地方の業者に入札の機会を与えようというお話でございますけれども、われわれといたしましては、地方に発注の工事につきましては、その地元の業者のランクを一つ上に上げますとか、なるべく地元優秀業者を使うように指導しておるところでございます。

それから協同組合の件でございますが、協同組合も現在通産省から来ておりますのは、建築工事に関しましては非常に数が少のうございまして、場所その他につきまして適当なものがございまして、たまたま今後も積極的に指名していくつもりでございます。

います。

○平田委員 どうも聞いていて、閣議決定は徹底していません。もしありましたら努力いたしたまうというふうな話です。あるから言っているんです。地方の業者は入札の機会を与えないという状態があるから言っているんです。もし適当な仕事があるから言っているんです。もし適当な仕事です、これは。やはり今日の情勢の中で、積極的に今日の困難を打開していくために、官公庁が先頭に立つて一番困難をしわ寄せされていく中小企業を守るといふ立場に立つべきだと思ひます。そういう意味で、今後どんな手が打たれるかを十分注意深く見守りながら、ひとつ積極的な努力を要求して次の質問に移りたいというふうに思ひます。

電話料金をめぐる問題について質問したいと思ひます。時間ももうありませんから、ひとつ簡潔にお願いします。

まず電電公社にお聞きしたいのは、基本料金、設備料、度数料など、この十年間に変更した数字だけでいいですか、挙げてください。

○玉野説明員 度数料は二十八年以来七円に変えておりません。それから基本料金につきましては、たしか四十三年であったと思いますが、三割上げしております。ただ、そのときには近隣の通話の秒数を多くするというところで調整をしまして、プラス・マイナス・ゼロというふうな状態にしております。

それから付加使用料等につきましては、これはその都度改定をしておりますので、回数、金額等種類が非常に多のうございまして覚えておりませんが、人件費のアップとか、そういうようなのを見て改定いたしております。

○平田委員 基本料金はいま言われたように三〇%アップした。設備料についてはゼロだったのが一万円になり、一円が三万円になり、三万円が五万円になった。度数料については四十六年から広域時分制を実施して時間制限を設けた。度数料には変わりない。時間制限を設けた。三分を七円にしたという点で——これは公衆電話でかけると

十円ですね、そういう点で事実上変更しているのですよ。

次に、事務用、住宅用電話それぞれの一年間の一台当たりの支出は幾らになっているかという点についてお聞かせいただきたい。

○遠藤説明員 お答えいたします。

いまの一電話当たりの経費という問題を事務用と住宅用に分けるということとは非常にむずかしいこととございまして、なかなかむずかしいのですが、これは普通の産業と違いまして、この点は先住は御理解いただけるかと思ひますが、事務用、住宅用というものが、もし回数によって事務用は非常に多く使う、住宅用は余り使わないということがあるにしても、それに正比例をして経費がかかるものでない、そういう性質の産業でなくて、いわゆる純粋の設備産業といひますか、そういうものであるということとは御理解いただけると思ひます。そういう意味で、両者込みにした数字は大体私ども累計はできますけれども、それをさらに住宅用、事務用に分計することは非常にむずかしいと思ひます。

○平田委員 これはまた後でお聞きしましょう。電電公社の設備というのはいわゆるトラフィックに基づいているはずだと思ひますが、間違いないですか。

○遠藤説明員 トラフィックの経験的な数値によつて設備が行われていることは事実でございます。ただ、私が先ほど申し上げましたのは、それが一本当たりのコストに正比例的にはね返ってくるものではないという点も、これは設備産業という意味から御理解いただけることだ、こういうふうな思いをしております。

○平田委員 そのトラフィックは、電話のピーク時の量を満たすものになっているはずだけれども、間違いないですか。

○遠藤説明員 これから先のある程度の技術的な話は計画局長にしていた方がよいと思ひますが、おっしゃるような形で行われておると思ひます。

○平田委員 現在、電電公社の資料によると、電話のピーク時は午前九時から十二時が一日の最高であるというふうになっておりますが、間違いないですか。

○興説明員 お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

○平田委員 このピーク時の通話量全部がさばけるように施設はできているはずだが、間違いないですか。

○興説明員 そのとおりでございます。

○平田委員 ビルなどが集中している電話局、市街局、中継局ではこのピーク時通話が賄える制度がとられているというふうに聞いていますが、事実ですか。

○興説明員 ちょっと御質問の意味がよくわからないのですが、料金といたしましては平均的にとっておりますので、特に差がついているわけではございません。しかしわれわれの方としてはましては、設備といたしましては御指摘のとおりビルの集中している地域についてはそれに合わせたトラフィックに合うような設備をしております。

○平田委員 住宅の多い地域にある電話局の設備とビルの集中している電話局の設備、これはおのずから違うと思うのですが、どうですか。

○興説明員 程度の差はございますが、多少変わるとは思います。

○平田委員 そこで、さっき理事さんの方からお話がありましたね。私の方で入手できる範囲のあなた方が発行した資料によると、町田局、こは住宅用電話の比率が八・一％、一加入当たりの総支出は月三千六百三十二円。九段局、住宅用の比率は一六・二％、一加入当たり支出は月五千八百七十六円。浜町局、住宅用電話の比率は八％、一加入当たり総支出は月八千九百六十六円、こうなっているが、間違いないでしょうか。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

具体的な局別の計算はしておりませんので、その資料は私の方はまだ持っておりません。

○平田委員 そんなばかな話がありますか。局の収支を調べればすぐわかるのです。だめですよ、そういうでたらめを言っていたんでは。この資料、あなた方が出している「局状便覧」というものに出ているのですから。これは東京電氣通信局が出していますね。「東京電氣通信局報付録「局」」京経調第一九〇号」昭和四十九年十一月三十日発行になっている。その中に出ているのですよ。町田局の場合に八・一％が住宅用であって一加入当たりの支出は三千六百三十二円である。浜町局の場合は住宅率が八％であって八千九百六十六円である、これはどう説明しますか。これはさっきの話、少し違いますが、私どもが電話をかけるという話、少なみに、私も電話をかけるという話、中と出るのです。ところが後から電話がつながって、さっき話した中では聞くと、いや話してないし、どこからかかってくるという話、話してのです。これは、たとえば私が住んでいる上尾を例にとると、あの上尾での国鉄の事件が起こったときに、上尾の電話局の施設はパンクしたのです。通用しなくなった。それはあなた、住宅の比率が多いために、集中してきたときには使えないものにならなくなるような容量になっているのです。だからそういう事態が起こる。われわれがかけて相手と話していないのに話中と出るのは、局と次の局との関係で線がふさがっている、そういう事態が出るのです。こんなことになっていたら九時から十二時までのピーク時にビルなどの事務所の集中している地点で電話を大量に使って、こうとすれば設備は充実させなければならぬというのは理の当然なんです。ややこしい専門家の話なんか要らぬです。わかり切っている。こういうわかり切った事柄を専門的によくわからないうちから切ったので、あの新聞の宣伝を見て、ごらんないからというので、あためな宣伝を平気でやる。しかも事務用が幾らかかって住宅用が幾らかかるかは出せませんと言っている。技術的に出すことがむずかしいと言っている。むずかしいと言っているが、片一方では大赤字でございまして、そういう

ことを平気で言っている。こういう国民の目をこまかすような宣伝はすべきじゃないと思う。そういう意味で、次にまた数字をはっきりさせてもらいたい。

第五次五カ年計画、これは後から多少手直しはしているようにすけれども、当初の計画、四十八年から五十二年までの第五次五カ年計画による一般加入電話数は幾つか、住宅用、事務用それぞれ幾つかを明らかにしてもらいたい。時間がありませんから簡潔に数だけ聞かせてください。

○遠藤説明員 いま資料を整理しておりますので、いまお答えいたしますが、その前に先生の前提に言われましたことを、言いつ放しになってしまふといけませんので私がはっきり申し上げます。

私も技術的な専門家ではありませんから、わかりやすくお答えできると思うのですが、私は差がないとは申さない。差があることはありますが、それを正確に数字にあらわすという作業は大変むずかしい。なぜかならば、いま先生が御指摘のように回線の数だけではございせん。あるいは住宅電話というものと住宅地の住宅というものの概念も違います。あるいはまた住宅の場合にはなるほど回線の数は少ないけれども、ビルと違つて非常に分散しておりますから、たとえば保守の経費などというものも違つてまいります。そういう意味で、差は全然ないとは申しません。それからまた東京電氣通信局から出した資料は全国的な償却費をどういふぐあいに入れているかというようなど点で少し問題がありますから、計算もさしていただかなくちゃいけません。それにしても町田が三千何百円の経費がかかっておいて現在町田の収入はおそらく住宅用ですとそれ以下だと思ひます。そういう意味ですから、私は、現在新聞等で私どもが宣伝をしているわけじゃありませんが、皆さん方に申し上げていることは、決して間違っているとは思っておりません。

○興説明員 第五次五カ年計画について申し上げます。

総額は七兆円でございます。五年間の加入電話の開通数は千五百三十万でございます。そのうち事務用が二百七十五万、住宅用が千二百五十五万でございます。

○平田委員 当初あなたの方から出した数字だと、住宅は千二百百万で事務用が三百三十万というふうになっております。

それで、その収入は幾らになっているか。設備料が幾らで、債券が幾ら、それぞれ数字を開かしてください。

○玉野説明員 五カ年計画でございますので年度計画のように細かくは分けておりませんが、大項目で申し上げますと、加入者債券で二兆一千五百十億円、設備料で八千四百十億円という計算をいたしております。これは五カ年間でございまして。

○平田委員 どうもその数字も違います。設備料が七千八百八十二億、債券が一兆八千八百二十億というふうに、あなたの方が出した資料によれば私の方の数字はなっている。そして、これの支出総額は幾らになっているか。工事費、あなたの方ではサービス工程と書いておられますが、これは幾らか、局舎建設費は幾らか、路線費は幾らか、お答えいただきたい。

○興説明員 お答え申し上げます。

ちょっと手元に細かい資料がございませんので、詳細につきましてはまた別にお答えしたいと思います。

○平田委員 こんな五カ年計画の総額ぐらひは頭の中に入らないうちからいふやうが、ないやないか。あなたの方の資料によれば工事費が三千五百億、局舎建設費が八千六百億、路線費が六千七百億、合計一兆八千八百億、こうなっている。そこで、収入が二兆六千七百億、ここから支出の一兆八千八百億を引くと、差し引き七千九百億、黒字になるはずであるということなんです。これはそのとおりですね。

○遠藤説明員 いま先生のお持ちの資料が、実は私どもわからないのです。五カ年間で一兆五千億という少ない数字で投資金額があるはずもございせんし、何か間違いないかと思ひます。

が、一遍突き合わせていただければもっと正確に答えられます。ただつきり申し上げますのは、いま先生のおっしゃっている収入は損益の収入でありまして、投資の方は建設勘定ですから、両方どういうぐあいに計算されておられるのか、その辺のところは私はさっぱりわかりません。資料の突き合わせをさせていただければありがたいと思います。

○平田委員 時間もありませんから、後でこの資料の突き合わせをやってみましょう。

○玉野説明員 先ほどもお答えいたしましたように、五カ年計画というのは年度計画と違ひまして区分を大項目にいたしておりますので、そういうブレイク・ダウンは年度でいたすということにいたしておりますので、五カ年計画自体では収入としましては電信収入、電話収入、専用収入、雑収入、こういう分け方しかいたしておりません。その中を細かく分けるのは毎年予算をつくるときに分けていくということでやっておりますので、五カ年計画自体ですとそういう小項目には分けておらないわけでございます。

○平田委員 データ通信の収入総額ですけれども、設備料が五十一億、債券が九百三十五億、合計九百八十六億というふうになっておりますね。それで建設投資に五千億、ですから収入が九百八十六億で支出の方が五千億出ておりますね。これは四千十四億円の赤字になるのです。四十九年度のデータ通信の事業収支の赤字、これは幾らになっていきますか。

○玉野説明員 四十九年度につきましては事業別分計を電信、電話別に分けておりますが、データの分は細かい算出がなかなかむずかしい点がございまして、収入はわかりますが、支出の点が分計が非常にむずかしい点がございまして、大体収入にいたしまして四百八十億でございます。それから支出が約七百八十億ということで、差額は約三百億

というふうになっております。

○平田委員 いまの数字も、事業収入が四百七十九億、事業支出が七百八十四億、収支差額、赤字が三百五億というふうになっておられるのです。これはあなたの方の資料ですよ。

そこで、七月からデータ通信の料金を改正して値下げされていきますが、その値下げした額が総額にいたしますと一カ月に千百万円になる、こういう数字になっていきますが、間違いないですか。

○玉野説明員 そういう数字は、私の方では持っております。

○平田委員 それでは、値下げをした数字もひとつ出してください。

どうもあなたの方のお話というのは、つまり大事な詰めにくくとはつきりしない。五カ年計画の総額の数字も何かややこしいこと言っておいて、そしてわからないようにしておる。私がおとしですかこの委員会が質問して以来、データの出し方をわからないように変えてきています。そういうやり方をして、なるべくわからないようにしようというふうにしておられるから、あなたこんがらがってわからなくなるのですよ。

時間も来たようですから最後に、九月ごろから電電公社が広告を出しておりますが、新聞、雑誌などに出した広告は何回か、紙誌名と月日それから広告料、これを明らかにしていただきたい。

○遠藤説明員 先ほどのデータ通信の値下げというのは、恐らく先生は専用線の値下げに伴う特定回線の値下げ部分のことを言っておられると思うのですが、これは一般に専用線の料金改定の問題としてお答えをしておりますので、データ通信だけ値下げをしたというふうなことではございません。

それから、後の広告でございますが、これは新聞、雑誌総額一億四千万円でありまして、新聞社、雑誌社は御案内のような大新聞でございますが、それぞれ合わせて一億四千万円でございます。

○平田委員 その明細な資料を、委員長ひとつ当

委員に出してもらいたいようにお願いしたいのです。

○地崎委員長 承知しました。

○平田委員 というのは、私どもが資料をいたしたいと言つてもくれないのです。電電公社といたうのは、その点では国会議員に資料を出すの一番いやがっております。何を悪いことをしているのか知りませんが、こんなにいやがる省庁はないですよ。郵政省だって国鉄だって、皆こいういうふうにやりましておられるのを出してはいるのですから、あなたの方に出してくれと言つてもなかなか出さない。国会で要求されるまでは出さないと云うのですから。そういうのは、われわれが国会で審議をする上ではやりやすいように、国民の皆さんにわかりやすいように、ガラス張り

にやっておりますのが当然だと思うのです。そういう意味で、ひとついま申し上げた関連のデータを出していただきたいというふうに思います。

最後に一言申し上げておきたいのは、いま電電公社が行つてきているあの赤字宣伝なるものには、いま申し上げたようにいろいろ問題があります。私がながめてみただけでも、これは突っ込んでいいたら三時間ぐらい時間が必要だということに思っています。

たとえば公社は加入者から取った設備料を収入に入れていないのです。これを収入に入れますと、四十九年度の赤字といわれる千七百五十三億円はほぼ解消するのです。減価償却が四十九年度は六千四百八十三億円に上っております、これも問題です。また損益勘定から建設勘定に約一兆円も回しております。これにも私どもが考えられる問題がある。したがっていま出されている一方的な値上げ宣伝に莫大な金をかけることはやめるべきだ。この莫大な金をかけること自身が重大な問題だというふうに考えるわけです。

そういう意味で私どもは、きょうは時間がありませんが、これからこれでやめますけれども、こうした諸問題について引き続き検討していきたい。そういう意味では、私どもは、当然現段階においてこ

ういうたくさん疑問を持っています。いままで値上げするということは認めるわけにはまいりませんが、十分な検討を引き続いて行つていきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○地崎委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 現在の経済情勢の中で、特に国際的にも大変な経済の不安という状況がございまして、わが国のこのような経済的な景気の落ち込み、それから不況下のインフレも懸念されております。そこで、最近の政府の施策の中で一番問題ではなからうかと思ひますのは、今回の金利の引き下げの問題であります。

時間も余りございませんから、簡単に、先日からの委員会での議論を再び繰返そうとは思ひませんけれども、そういう意味において端的に尋ねたいと思いますから、有効な答弁をひとつお願いしたいと思います。

今回の金利の引き下げに関連して郵便貯金の利率まで引き下げたことは、大衆の預金者にとつてはインフレによります貯金の目減りを一層増長したことになると思います、こういうことは、特に郵便貯金の零細な貯金者の立場を考えますと許すことができないことであると思います。郵政大臣はこのことをどのようにお考えになっておりますか、お聞かせ願ひたいと思います。

○村上国務大臣 全く先生御指摘のとおりでありまして、郵便貯金が一般大衆の零細な貯蓄の集積でありますだけに、これら大衆の利益を守るということは私に課せられた義務と責任である、かように思つてまいりました。したがって、今回の各種金利の引き下げについては極力反対してまいりました。しかし第四次不況対策というものはこれらの問題を超越しようといふ過ぎでございますが、この第四次不況対策を遂行することにならなければ非常に大きな経済的破局を来すであろうというふうなことから、やむを得ず郵政審議会に諮問した次第であります。

○田中(昭)委員 大蔵大臣のかわりに政務次官来

てもらっておりますが、大蔵省に對しましていままでのいきさつは、同じことを繰り返すと思ひますから省略しますが、いずれにしろ郵便貯金を所管する郵政大臣が、いわゆる預金者を保護しなけれはならない、こういう意味ではいまの御発言は私どもとうてい納得できない。この金利の問題が起りましたときにいろいろ新聞報道もございまして、中には、これは恐らく郵政省の茶番劇に終わるのではないかと、いふようなことも書かれておつたのです。ところが、その後郵政大臣の強烈な抵抗があるのを私たちが見ておまして、何とかして郵便貯金だけでも特段の配慮をすべきではないか、やつてくれるのだらう、そういうふうになつておりました。ところが、どうも結果的には茶番劇を裏切つておりました。郵便貯金法にはつきり書いてあります。そういう郵便貯金法にのっとり書いてあります。その責任は重大なものがございまして、答申を得てやつたといひましても、この引き下げ処置にかゝる何か具体的な施策を郵政大臣お持ちなのかどうか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村上國務大臣 その報酬としてここに取上げ指摘するほどのことはございせんけれども、しかし私は国家的に考へて、ここでもし金利の引き下げが行われなかつた場合のいろいろの混乱、また一般に及ぼす影響というものを考へますと、今日のこの非常な不況のために失業者はほとんどふえてくる、大学を出ても就職もできないというやうなやうな事態を切り抜けるためには、やはり中小企業といふ大企業といふすべての企業を活動に運営していかなければならない。他の預貯金は据え置きであるのに郵便貯金だけ云々というやうなことになるすれば、これは体を張つて、私の政治生命をかけて、私はこれに抵抗したと思ひます。しかし十一月四日から金利が、それからのは下がる、それまでに預け入れた人は、十年契約してれば十年間の金利でいく。そうしますと、物価指数を下げなければとにかく目減りとい

う問題もこれからはなくなる。そういう目減りを解消し、一方に事業を旺盛にして失業者の救済をするといふやうな余得も——余得と申しますか、というやうなことになるればその方がかゝつて国家的見地から私はやむを得ないのではなからうか、かように思つて郵政審議会に諮問した次第であります。

○田中(昭)委員 大臣、私は金利引き下げの理由をまたここでくどくど聞いておるつもりじゃないのです。また大臣は、ほかの金利がそのままで郵便貯金が引き下げられるならば体を張つてでもやるとおっしゃいますけれども、これは全然逆さまにした議論です。よ。ほかの金利が引き下げられれば郵便貯金だけ引き下げないやうにがんばらうという、それに体を張つてがんばらうとおっしゃるならあれですけれども、大臣がそういう考へえじゃ、全然もうこの議論はしましてもむだだと思ひます。しかし國民は、零細な貯金を郵便局の窓口へ持つていく人たちは、いまの大臣のお話を聞いたらそういう行政官庁の責任ある立場の発言とは思へない、怒ると思ひます、はつきり申し上げて。もう一遍聞きますが、大臣は引き下げに關連して、それにかゝる処置は何もないとおっしゃつたけれども、その引き下げることについて条件つきの何かいろいろの対策が講じられたということとは新聞にも報道されておるのです。そういうものも全部郵政大臣はもう棒に振つて、そういうことは要らない、そういう事後の対策は、引き下げにかゝる具体的な施策は何もやらぬでもいゝといふお考えなのかどうか、イエスかノーかだけお答えください。

○村上國務大臣 私の言葉が足らなかつたのです。が、私の一貫した考へは、他の金利はどうでもいゝ、郵便貯金だけは何としても守らなければならぬ、これが私の本當の気持ちであります。しかし、それでいふぶん交渉しましたが、やはり大きく国家的見地から、日本経済がどうなつていく、ますます失業者もふえるのではないか、あるいはは

物価も上がつていくといふやうなことからあれして、そしてそこにいろいろの交渉をして、それが大蔵省との間に合意を見た点もあります。御承知のように、この一年物の定期はいままで市中銀行よりも二厘五毛低かつた、それを市中銀行と同列にさすことができた。これなんか從來十五年間にわたつて郵政省が折衝しておつたが果たされなかつた、しかし今回の交渉によつて預金者の利益を守つたといふことであります。私はそういう成功した部分はなげ少な目に申し上げて、本當に私ども預金者のために常に気持ちを張つてはおります、そういうやうなことでありますので御理解いただきたいと思ひます。

○田中(昭)委員 きようは大蔵省から貴重な時間を割いて出席してもらつておりますことに對して敬意を表して、この問題まだ不十分ですけれども、次の問題に移つて大蔵省の方にお答え願ひたいと思ひます。

まず問題にしますのは、六月にできました特別利率の定期郵便貯金及び定期預金のことでございまして、これは重複するかもしれませんが、どういふ趣旨でつくられたものか、ひとつ簡単に聞かせ願ひたいと思ひます。

○神山政府委員 先生のおっしゃる福祉定期郵便貯金の制度でございまして、この制度は、経済的に弱い立場にある老齢福祉年金等の受給者、これらの方々の貯金を優遇しようといふことで、そのために、これらの方々が預入する一年の定期郵便貯金の利率を年一〇%ということにしたものであります。

創設の趣旨は、先ほど申し上げたやうな経済的に弱い立場にある、しかも技術的に確定しやすき、取り扱い可能な老齢福祉年金等の受給者の貯金というものを優遇するといふ趣旨で始めたものと承知いたしております。

○田中(昭)委員 私は貯金局長さんに聞いたんじやない。大蔵省の方に聞いたんですけれども、貯金局長さんがお答えになったから後で聞くことが省けましたけれども、大蔵省の方からお願ひし

ます。

○森(美)政府委員 いわゆる福祉預金といふのは、先生も御承知のように弱い者を助けよう、こゝういふ意味を含めまして設立されたものでござい

ます。

○田中(昭)委員 これは福祉定期預金といふやうに通稱呼んでおるやうでございまして、この預金の最近の受け入れ状況はどういふやうになつておりますか。金融機関別にひとつ種類ごとに大蔵省の方からお答え願ひたい。

○森(美)政府委員 全体では預金者数が約五十万人、預金総額が千八百億でございまして、それにつきまして各銀行別の区分につきましては、銀行局総務課長から答えさせたいと思ひます。

○清水説明員 民間の金融機関の種類別に申し上げますと、都市銀行では、この九月末の報告でございまして、億単位で申し上げますと百八十七億円でございまして、それから地方銀行では二百二十七億、相互銀行では百二十五億、信用金庫では百三十三億、農業協同組合では二百三十四億、これらが主なところでございまして、あと長期信用銀行あるいは信託銀行はわずかでございまして、それから郵便貯金につきましては、私どもが伺つております数字といたしましては約八百七十五億といふやうなことであります。

○田中(昭)委員 この状況は、この制度が発足する当初の見通しとはどういふやうに違ひますか。この制度が発足する直近の大蔵委員会での発言と思ひ合せて、発足当時どういふやうな見通しを持つておつたのか、お聞かせ願ひたい。

○清水説明員 当時御説明を申し上げました際には、この種の対象者を予算算定上の資料に基づきまして把握いたしましたところ、約五百万人といふ数字があつたわけでございます。そこで私どもといたしましては、仮に全部の方がこの特別の定期預金をおやりになる、しかも一人当たりは五十万円という限度額でこれをやることにいたしました。約五百万人といふ数字が、それを単純に掛け算いたしますと全体では二兆五千億といふ数字になるだらうとい

りふに、それは一つの仮定の数字として御説明をしたように記憶しております。それに対して現在九月までの実績は、ただいま申し上げましたように数字としては、予想といいますが、いま申し上げた数字に比べれば相当下回った数字になっております。今後さらに十月、十一月、十二月という残された期間にどの程度ふえるか、これはもう少し様子を見てみなければ何とも申し上げかねるというふうに思います。

○田中(昭)委員 これはいいか悪いかわかりませんが、こういう制度を定めたときに、いま総務課長さんの御発言では、仮に五百万を全部の人が五十万というふうなはじき出した数字は仮定であるというふうにおっしゃっておりますけれども、これは仮定であっても、当初からこういう弱い、先ほど大臣も言われたように、また事務次官言われたように、弱い立場の人たちに対する預金救済措置として預金制度が発足するのであれば、私はやっぱり的確な見通しと、それから行政指導といえますか、これに対する温かい配慮、行政処置を初めから持って、そしてそれを進めていくとか、それからまた見通しがわからぬ、あと日にちがたてばわかるだろうと言いが、あと日にちがたてば、一応いまの規定ではこれは年末まででなくなっていくでしょう。そういう答弁では、私は大変納得できないんですが、もう時間ばかりかかりますから次に移りますが、大蔵委員会では、議論されたときには、そういう預金を受け入れることによって各金融機関は相当の出費を要する、負担増を要する、そういうことが言われております、その辺の当初の銀行局の見通しといえますか、そういうのはどういうふうにあったか、後段の方が抜けておりますからもう一回お答え願いたい。

○清水説明員 ちょっと一言、ただいまの答弁、補足させていただきたいと思いますが、御指摘もございまして、かくの制度であるから十分この制度が浸透するようにという御注意でございます。私もその点はできるだけ努力をしてきたつもりでございまして、たとえば制度が発足いたしました六月、七月、八月という期間におきましては、ちょうど年金受給証書などのそういう証書類の更新といいますが、チェックの期間になっておりました。したがって、手元にそういうものがない状態がかなりあったと思っておりますけれども、そうした事態におきましてもとりあえず便法を講じまして預金の希望がある方からは受け入れるようにという措置をいたしましたし、なお店頭掲示につきましても注意をいたしております。

それから、今後につきましてもさらに機会を見て、一般にもこの制度の周知を図るような努力をするように、銀行協会等にも指導をいたしております。

それから、金融機関の負担の点でございますけれども、民間の金融機関について申し上げますと、これは当初の、いま申しましたようにマクロで推定をいたしましたのに比べれば、現在の受け入れ実績はかなり下回っておりますので、その点は、負担の点は当初予想した状態よりは軽減されておるといえると思っております。

当初は、これは金融機関、どのような分布で入ってくるかということが、これまた必ずしもはつきりつかみにくいわけでございしましたが、ある程度個人預金のシェアのようなもので推定をいたしましたわけでございしますが、そういう点と、たとえば中小の金融機関とか農協系統ということになりますと、経常収益に対して数%というふうな負担の増加要因になるであろうという計算をいたしたこともございしますが、現在の数字自体から言え、その点はそれよりも下回っているというところになるかと思っております。

○田中(昭)委員 その民間の金融機関の当初予想した金利の負担増といいますが、そういうものは、ある金融機関でもいいですから、固定の名前の金融機関じゃなくて地方銀行なら地方銀行でよいございまして、当初どのくらい預け入れられて金利負担がどのくらいになるというのが九月

末ではどうなっているか、具体的に教えていただきたい。

○清水説明員 その点につきましては、あくまでも仮定の計算をしてみたわけでございまして、結果的には個人預金のシェアと多少違った分布に、たとえば郵便局の方に多く入っているというふうな傾向が見られます。したがって、当初の想定したものと現状とを一概に比較するのは必ずしも適当ではないと思っております。たとえば当初におきましては都市銀行あるいは地方銀行それから相互銀行、信用金庫、この辺のところにつきましては大体経常収益に對して、この経常収益というのの便宜四十八年から四十九年にかけての出ている数字を使っておりますけれども、そうしたものに對して二・二五%の金利アップになる部分の負担率というものは約二%ないし四%というふうな計算をいたしたことはございます。しかしながら、これはあくまでも当時便法として使いました数字に基づいた計算でございます。

現在それがどうなるかということもございしますが、預金の総額の方はただいま申しましたようにまだ中間段階であるということもございしますが、傾向としてはやや下回ってくる可能性があらうと思っております。それから逆に収益の方も、逆にといいますか、同時に収益の方も四十九年度あたりの実績に比べれば、五十年度はかなり減益になってくるだろう、こういうふうに思いますので、今後の関係につきましては現在ではちよつと断定的なことは申し上げかねるわけでございます。

○田中(昭)委員 いや、現在までは断定的には言えないというのは、そういうことも調べてないという事です。えらい数字にこだわっているようですけれども、私それじゃ地方銀行ですね、地方銀行は四十八年度でも四十九年度でもいいのですが、経常利益はどのくらいあって、それがあなただのいまの説明では当初は二%から四%くらいの負担増と言われておったけれども、九月末の預け入れに對してはどのくらいの負担増になるか、数字をひとつ教えてください。地方銀行それから農協、二つだけ。

○清水説明員 地方銀行につきましては、九月末の預金の受け入れ実績が先ほど申しましたように二百二十七億円ということでございまして、これに二・二五%の差額を掛けたといたしまして、まあ今後におきましては三・二五%の差額ということになるかと思っておりますが、九月末でございますから二・二五%の差額を掛けたといたしますと、その増差額というものはちよつと六十三億円ぐらになるかと思っております。

それからその経常利益はどれくらいかという点でございますが、これは四十九年度の数字しかまだ現在確定しておるものはないんですが、これが三千八百億円でございますので、それで割り算をいたしますと〇・一三%ぐらいの比率になるかと思っております。

同じような比率は農協について計算してみますと、この場合農協の経常利益の数字というものがもう少し古い数字になりますので恐縮でございますが、利息の増加額の方は、農協の場合には先ほど申し上げましたように預金の受け入れ残高が二百三十四億円でございますので、これに二・二五%を掛けますと利息の増加額は約五億二千七百万円になるわけでございます。これをちよつと七百億円ぐらというものが、これは四十七年度から八年度に展望したときの数字で、やや古くて恐縮でございますが、その七百億円という利益の数字を仮にとれば、その比率は〇・七%台になるということでございます。

○田中(昭)委員 いまの数字でちよつと私わからないのですが、地方銀行は四十九年度の経常利益が三千八百億ですか、確認しますが、三千八百億ですね。それに対して九月末の二百二十七億の預け入れに對しては、その二・二五に匹敵する分の負担増が六十三億とおっしゃいましたね。違いますか。それから、農協は七百億で五億とおっしゃったけれども、それは間違いないですか。

○清水説明員 どうも大変失礼いたしました。地の数字につきましては、私、別の欄を見間違えまして申し上げました。地方銀行の場合には利息負担増加額は約五億円でございまして、五億一千百万円。(田中(昭)委員)「どこがですか」と呼ぶ。地方銀行の場合でございまして、これが三千八百億円に對しまして〇・一三%に当たるわけでございまして。(田中(昭)委員)「農協は」と呼ぶ。

農協は利息の負担増加額が約五億二千七百万円でございまして、これが分母の方が七百億円というの、これはきわめて概数でしか申し上げようがございまして、便宜七百億円ということに数字をとらえますと、約〇・七%ということになるということでございます。

○田中(昭)委員 これは数字の動きですからどうと言えませんが、いまの九月末で見てみても、そういう〇・何%というような数字になるものが、当初は二%か四%の負担増になるだろうというように見積もりがなされておったということについて、私はこういう大事ないわゆる預金制度ができたときに、見通しが大変雑であつたというように感じがしてなりません。

そこで次に、先ほどあなたが言われましたが、この預金制度を受け入れる金融機関に対しては、それ相当の指導もした、また今後指導もしていきたいというように言われておりますが、その具体的な、当初発足に当たつてはどのような行政指導、また対応の仕方を金融機関に指示されたのか教えていただきたいと思ひます。

○清水説明員 先ほどもちよつと一部申し上げましたが、基本的にはこの趣旨をよく店頭掲示あるいはチラシ等で周知徹底を図ること、あるいは協会の単位では新聞の広告もいたすようにしております。それからなお、窓口を明確にして親切にやるようにというような指導もいたしております。全体といたしまして、預金の受け入れに對して一々行政指導しているというところは一般的にはないわけでございますが、そうした中にありまして、これはやや特殊なものであるということから、間違

い等を生じないように、かなり詳細に通達も出して、事務の間違いを起さないようにというような注意を払つているところでございます。

○田中(昭)委員 六月七日に各地方の財務局長あて、それから金融機関の監督されるところに対して銀行局は通達を出しておりますね。もしもこれに違反した銀行があつた場合には、罰則何か受けるのですか。この通達によりまして、店頭掲示とかいふようなことが通達されておりますが、このとおりやらない金融機関があつた場合には、罰則何かございましてか。

○清水説明員 この通達全体について論ずることはちよつとむずかしいかと思ひますが、一般論として申し上げますと、この種の通達は大部分が行政指導ということでございまして、それに対して違反という事態は私どもとしてはまず予想しないわけでございますが、不幸にしてそうなりました場合にも、これは法令上の問題ということではないと思ひますが、さらに指導の徹底を図るというやうな努力を私どもとしてはいたさねばならないと思ひます。

それからなお、これにつきまして最小限必要なことは、こういう預金をやるとある金融機関が決めた場合にはそのことを当局に届け出をしなければならぬということでございますが、結果的に見ますとそうした届け出は全部出ているわけでございます。なお、一部に店頭掲示が徹底してなかつた店があつたように記憶しておりますが、その点につきましては早急に注意を喚起したというやうなこともございまして。

○田中(昭)委員 罰則はない。行政指導でやる以外ない。そういう店頭掲示についても金融機関の方から届け出るようになっていっているというやうなことで、大要行政機関は便利な、自分たちの都合のいいやうな、せつかくこういふ制度——い制度と言ふるかどうかわかりませんが、この問題についてはもう少し議論してみますが、そういう行政の立場では、私はすべての日本の行政がそういうことで行われていることに對しては根本的に

まだ納得ができません。

そこで、いまあなたはよくも、こういう大蔵省が出した通達に沿わない、店頭掲示もしてない金融機関があると言われたが、それはどこですか。

○清水説明員 大変恐縮でございますが、その点につきましては揭示の仕方の適否というやうな事柄の問題もあつたように思ひますし、この場でその金融機関の名前を申し上げることはひとつ御容赦いただきたいと思ひます。

しかしながら、この種の店頭掲示はほかにいろいろ種類がございまして、機会あるごとに注意を喚起して、通達の趣旨に沿わないやうな現象の起さないやうに私どもとしては努力を重ねていきたい、かように思ひます。

○田中(昭)委員 政務次官聞いておいてください。大臣も、銀行局が、金融機関からこの制度を行いますというのを受けて、そしてこの制度を発足して、それでそれに対して最小限の、銀行局としてはこの制度をこうしなさい。これを受ける人たちは老齢福祉年金をもらつているとか母子家庭とか、経済的に弱い人たちがしやう。そういう人たちに對して、いままでないやうな、いわゆる一割の金利をつけるという、一応その対象者にとつてはやはり喜ばれる行政であるわけですから。そういうものが、この通達によつて店頭掲示をしなさい、最小限こういうポスターぐらい店頭に掲げなさいという等が通達されていっているやうから、それはそれでいいでしやうと私は言つてゐる。まだ十分とは言へませんけれども。ところが、その店頭掲示をしない金融機関があると言われただから、どこですかと言つたら、それはこの場では言えない。それに対してそういうことじや、国民はどう受け取られますか。大蔵省は庶民の敵ですか。そんなもの、あなた、そういうポスターを掲げていないところが、罰則も何もなし。銀行局が当然の仕事として、そういう通達に違反するものがあれば指導しなければならぬ。私は、私の方から言つたんじゃないですから、銀行局の方で調べた結果、日本全国どの銀行にどういふやう

に揭示していないという事実があつたはずなんです。私も調べました。私も調べたところが、この東京の一番おひざ元で霞が関のすぐ近くで堂々とそのポスターは私の店舗には掲示してません、こういうものは扱いません、仮に掲示しておつてもその揭示は見にくいところに、中にはチラシも何もなし。そういうことが行われていることは私も調査をして知つております。それに対して大蔵省はどういう考えを持っていますか。また庶民がどういふ考えを持っていますか。金融機関が、いま言ったやうに、このインフレによつて政府の失策を私たちが金融機関が肩がわりしなければならぬということとは許されぬ、と言つていふことも調査しております。そういうことを全部言わなければならぬ。大体、いま銀行局の方では何のために定期検査なんかやつているのですか。行政指導がうまくいくために、銀行局は金融機関に対して検査もやり、指導もしておるのじやないですか。それを銀行局が、仮に具体的な金融機関名はこで言えないとしてみても、言わないという態度自体が私は行政じやないと思ひます。何でもこういう通達を出しますか。ポスターを掲げていない金融機関があつたと言つたら、それを明らかにしなければ、国民は納得できないじやないですか。どうですか。

○森(美)政府委員 いまお話しのようなことがあつたとすれば大変遺憾でございますが、私ども行政指導に万遺漏なきを期して、一生懸命やっています。

○田中(昭)委員 それは一生懸命やつてもらふことではないのです、この問題は、私はこの場で言えないならば、しかるべくはつきりしてもらわなければ、私の方から指摘したのじやないのですから、銀行局の方から、こういう金融機関があるけれども名前を言えないというところについては、私は了解できません。いまから私が調査しましたことをずっとここで述べようと思ひけれども、そういうことでは何も言えないじやないですか。政務次官が遺憾の意を表する、遺憾の気持ちがあるということだから、それに免じて質問を続け

ていきますが、まず、私がさっきから言っておりますが、銀行局もこの制度については充足から大変不服であったというようなことを聞くのです。調査したところによりますと、こういう制度はやるに決まったからやるのであって、仕方なくやるんだ、やめた方がいいんだということを銀行局の幹部が言われた。これはどうですか。言った人の名前はここでは伏せておきますけれども、こういう態度であることについて、仮にそういうことがあるとするならば、政務次官、どうですか。

○森美政府委員 このいわゆる福祉預金につきましては、私も大蔵委員会でも何回も討論されたわけでございまして、いまお話しのような事実、私はないと考えております。私も、もちろん、委員会でも決まったことにつきましてそんな不遜な気持ちは毛頭持っておりません。

○田中(昭)委員 もう一つ、これはこういう見方もあるかもしれませんが、こういう考えが大蔵省の中にあるかもしれませんが、しかしこういう考え方があってはならないという面もある。これを福祉や社会保険と呼ぶならば、生活保護世帯や難病患者の家族など、対象をもっと広げなければならぬ、この程度のことならば福祉とは言えない、だから積極的に進める必要はないんだ。積極的に進められない、行政がうまく指導ができない、こういう意味のことを含まれた発言だろうと思われまう。これはどうですか。これは大蔵省です。

○森美政府委員 そういうことは、私はないと思います。

○田中(昭)委員 この委員会の場合ではない、ないと言ふけれども、ちょっと外に出るとあるというやうなことを言うことが多いから。私がこししの二月、大平大蔵大臣によるその分科会で、四十九年の赤字は出まじやうと言った、出まじやうと言った。二、三日したら、出ました。五十年年度歳入欠陥にならないかと言ったら、なりません、見積もりだからそのとおり入ると思ひます。ちょっと廊下に出て、私呼びとめられるから何だと言った

ら、どうも歳入欠陥が出るようでございます。そういうことが多いのですよ、国会の議論というのは。本当にだまされているみたいた。だまされに私は国会に來ているのではないのです。国民にはっきり現実を、国家の財政、そういうものを知ってもらふために來ている、国民の代表として來ているのです。

今度は金融機関に行つて調べましたら、こういうことを言うのです。これは代表的な言い方ですけれども、国の福祉政策や狂乱物価の失政に金融機関が付き合はれてはかなわぬ、それから大蔵省主導型での金利決定に対する不満もある。こんな重い荷物を背負はされては銀行はたまため、これは新聞に出ていました。これは政務次官も銀行局の幹部の皆さんも新聞を見ておられると思うのです。こういう金融機関が仮に一部にあるとするならば、より以上に、この制度ができたときに行つた行政指導をやらなさい、いわゆる銀行局でやれ何をしなさい、かをしなさいと決めたことが、各金融機関では逆なことが行われるという結果になるのじやないですか。それは違ひますか。そういうふうになるかならないか、言つたか言わなかりかはあなたが確認するわけではないですからあれですが、そういうことが新聞にも報道されて、金融機関は渋い顔をしている。国の政策の過ちを、金融機関が負はされたのではたまためという気持ちがあるならば、この制度発足に当たつては間違ひのないような行政指導をするべきであるという私の精神は、これは間違ひのないでしよう。どうですか。

○森美政府委員 この預金ができました当時のあの狂乱物価の、あの當時を振り返つてみましても、私も大蔵時宜に適切な処置である、この預金についてはお考えの通りでございます。したがひまして、いま先生のおっしゃるやうな気持ちで、弱者救済のためにやつたという事実は、あの當時のことを考えましても、私もそう考へておるわけでございます。

○田中(昭)委員 いや、だからそう考へておるこ

とが世間では、實際の制度としてその対象者が預金することについて、たとえば金融機関の窓口に対象者が来たときに、その受け付けの金融機関がこういう不満を持たり何かしているならば、そこにいふ逆なことが行われる可能性があるわけでしょう。そうならば、監督機関である大蔵省が、そういうこともあるかも知れぬからもう少し、各金融機関の店頭にはいつでもそれが受け入れられるやうなPRをするとか、そういうことを行政の中で行つていくことはどうかという聞いています。けれども余り大した答えが返つてこないやうですから、私はここで各金融機関の、いわゆるおひざ元の東京でボスターも揭示してない、ちんちんないというところをいま申し上げようかと思ひますが、いまこれを申し上げるとまたあれでしようから言えませんが、東京でもこうです。北は北海道、南は沖縄まで各支店とあるでしよう、幾度もあるでしよう、そういうところどういふやうにこの通達が生かされているかというのを本當に調べなければだめじやないですか、これはどうですか。おひざ元の東京でそんなんですや。ないと言ひならば私は銀行名を言ひます。

○森美政府委員 早速調査してみたいと思ひます。

○田中(昭)委員 ただ、つけ加えておきますが、調査しているうちにこの福祉預金の申し込み期限が切れてしまふことがないように、責任を持って調べることにやつて、きつと対象者が喜んで預けられるやうな体制をつくるやうな指導をしてもらいたいということを申し上げておきます。

そこで、時間がこれで大分なくなりましたが、郵政大臣、郵便貯金の福祉郵便貯金ですね。これはもう先ほど貯金局長答へられましたが大蔵とではどのような趣旨でこの施策を進められておりますか、一言お答え願ひたいと思ひます。

○村上国務大臣 福祉定期郵便貯金の創設につきましても、経済的に弱い立場にある老齢福祉年金等の受給者の貯金を優遇するために、これらの方

方が預け入れする一年の定期郵便貯金の利率を年一〇%としたものでありまして、預入金額は一人につき五十万を限度として、取り扱ひ期間は本年の六月二十三日から十二月の三十一日までの六ヶ月程度というところで実施しておりますが、郵政省といひましては、ビラあるいは広告あるいは郵便局の店頭にいるいろいろな手段をしてこれを周知徹底せしめてまいつておる次第であります。

○田中(昭)委員 具体的な福祉郵便貯金の事務の取り扱ひの實際の内容については、大臣は一々御存じないと思ひますが、私もずっと貯金局に來てもらつて調べてみますと、一応本省ではいろいろなチラシをつくつたり、それから先ほどの銀行局の通達にあるやうに、最低限こういうものはボスターとして郵便局の局内に張つて、それでしなさい。また、本省でもいろいろな會議を行つたり検討されておることは聞きました。ところが、このボスターも、銀行局からの通達に出るやうな内容のボスターが出てないところがあるんですよ。途中が抜けておるところがある。それはいいです。一々言つてもあれですから。まあ、そういうところがあった。

それから、そのボスターを六万枚つくつて、一応六万枚つくつたというところは、全国で二万何ぼの郵便局がある、その一局に二枚か三枚行き渡つておるはずなんです。ところが、こししの八月、私は北海道に視察に行きました。北海道で二、三の郵便局を見ても八月の月末日に近い。行つたのは八月です。八月の月末日に近い。行きましたら、全然ボスターも張つてない郵便局もある。郵便局に行つて、視察ですから、郵政行政にがんばつてもらふというところでいろいろ事情を聞きましました。ある郵便局では、大体福祉預金なんかいつできたんですか、八月まで取り扱ひ件数も一件もありません。もちろんボスターもない。ここに實際行かれた委員の先生もいらつしやいます。私一人で行つたのではないんです。この逓信委員会の派遣によつて行つてきました。私は九州です。行つたに郵便局に行つています。それ

ども、ポスターも張ってないところもある。

ところが先ほど言うように、本省の方ではいろいろな会議をやつて、六万枚のポスターも配るし、チラシも三十万枚刷つて行き渡るようになっておるはずなんです。各金融機関よりも郵便局の方が徹底しておつたと思うのです、私の見たところでは。けれども、やはり庶民の銀行がないようなところにも郵便局があるわけですから、そういうところにもせつかく一割の金利をつけるこの預金制度があるならば、やはりそういうことであつてはならない、こう思うのです。どうですか。そういうことが私があると言つてゐるのですから、状態がたかさんあるとするならば、いまからでもいいですよ、きょう現在で日本全国の郵便局へ行つてみなさい、金融機関と一緒に。恐らく相当な店舗がこの通達に違反してゐる。郵便局が違反してゐる。どのくらいあると思ひますか。

○神山政府委員 福祉定期貯金につきましては、先ほど先生おっしゃいましたように、ポスターそれからチラシ、その他地方の市町村の広報紙に載せていただいたり、あるいは敬老会にも職員が出ていつて説明したり、いろいろ指導して、また自発的に各局それぞれ創意工夫をこらして周知徹底を図るようになっております。が、ただいま先生のおっしゃるような、全然そういう措置をとつていないという局につきまして、私もまだいまいちの残念ながら把握しておりませんが、もしそういうことが多少なりともあるとすれば、さらに早急に徹底いたすようにいたしたい、こう考へております。

○田中(昭)委員 把握してないで適当なことを言つても困る。なぜかといひますと、先ほどちょっと大蔵省の方にも指摘しましたが、行政というのは、あなたたちが本省で、また各地方の郵政局で、それは確かにそういうPRをしたことはあるでしょう。PRしないといふ会議はやつたでしょう。ところが、それと逆のようなことが現場では行われる。それはどういふことか、

わかりますか。首を振つてゐるが、わかるんだつたら言つてみて下さい。どういふことでそういうことになるのか。

○神山政府委員 これは組織でございますから、末端の方に行く途中においてあるいはそういう指導徹底の手が抜けるという面があるということも考えられますので、そういう点について再度早急に指導を徹底いたしたい、こう考へております。

○田中(昭)委員 そうじゃないのですよ。そこがお役所で、何でも上から下につつと流れていくと思つてゐる。それは流れていかないとこもあるというのには私はわかりますよ、人間ですから、組織ですから。しかし、いま私がこうやつて指摘しようと思つても、それと全然違ふことを――あなたたはわかつておると言つたから言わせてみたら、全然違ふ。それはわかつてゐないのです。それで一つ挙げましょうか。いいですか。大臣、わかりますか。大臣は庶民の気持ちかわかるから、わかるでしょう。郵政大臣も相当古いあれをなさつておりますから、わかりますか。

○村上周務大臣 大体わかるけれども、言われません。

○田中(昭)委員 大体わかるけれども言われませんでは、大臣、困りますね。郵便局をやりに上げてはどうかと思ひますが、定期預金をとりますと募集手当をもらへるのですよ。ところが、この福祉預金はとつても手当がないのですよ。どうですか。人間の気持ちで、そんなことがちゃんとありながら、会議をやつて達しをすれば、チラシを何万枚か刷れば、それがそれとサビサービスが行われてゐると思つてゐる。一つは問題がある。それで、もう一つ。福祉預金しよと云つても、高齢者ですらないやそれはだめですよ、こつちの定期預金がいいですよと云う。五十万とつてきた。千分の六の募集手当があります。三千円入ります。悪く考えればそういうことが行われてゐるかわかりませんか。全然逆じゃないですか。それは私は郵便貯金のことは全然素人です

よ。素人ですけれども、実際郵便貯金を預ける。私も最近銀行から郵便局に預けかえたのですから、調べてみて下さい。そういう人間の微妙な、一銭もならぬことよりも、歩き回つて定期預金をとつて歩く人の身になつてみて下さい。それだつたら、役場にならぬ福祉預金がありますよとPRなんか絶対しませんよ。しなさいと何遍会議をやつてみても、チラシを置いておけと言つても、置いておきませんよ。何にもならないもの。一銭の得にもならないもの。違ひますか。私はそれは手当はやらぬといふことを前提に言つてゐるのではないですか、こういうわづかならながら福祉に似たような制度がつけられたならば、それが対象者にも喜んでしてもらふようにその取り扱い機関がすべきではないか、これが原点なんです。そういうことによつてチラシを配つたりポスターをつくつたり、いろいろな会議をやつたり、その費用は全部むだじゃないですか。そんなむだは全部やめて下さい、これだ財政赤字の不況の時代ですから。どうですか。

○村上周務大臣 田中先生の御指摘の点はよくわかります。しかし私の口からは申し上げたくありません。それは相当そのビラ等の紛失その他の点もありましようけれども、非常によく働いてくれていると思ひますのは、今回の福祉預金のその預け入れ金額が各金融機関全部とちよつと相半ばするといふ、五〇%まで郵便局で扱つておるといふこの事実がすべてを証明してゐると思ひます。

な御指摘の点については十分これを頂門の一針として、まだ日にちも相当残されておりますし、周知徹底いたさせまして、必ずわれわれの目的を達成していきたい、かように思ひます。

○田中(昭)委員 いまの郵政大臣の御発言は、そのことだけでも相当議論せぬと郵政大臣はどうもわかつてもらえないような御発言のように私は思ひます。

も、電電公社も来てもらつて、あとまだ大事なもののありますから、最後に一問聞きますよ。いいですか。

郵便局に五〇%ぐらゐ来てゐると思ひますけれども、それでもまだ当初の予想よりも下回つてゐるのですよ。そして弱者、いわゆる弱い立場の人の預金が実際は下回つて、対象者の中の一割ぐらゐしかまだ預け入れされてゐない、こういう状況なんです。いまのような行政の中でこういう預金制度がありますよといふPRといひますか、国民に知らせるということも大変おそろしくなつてゐる。おそろしくなつてゐるどころか、逆に知らせたくないといふのが実際の現場の状況なんです。ですから私は先ほどから金利引き下げの問題で具体的な対策は何かないかといふことをいろいろ言ひましたが、弱者救済の上からもこの福祉の預金だけでも受け付け期限を延ばすとか、それから適用範囲を拡大するとか、それから限度額は五十万ですから、いかに悪いかわかりませんが、そういう何らかの喜ばれる措置を郵政大臣としては推進すべきではないか。一遍でもいふまでこのことについて開議なりまた大蔵大臣に、現場の状況ではこういうことがあるけれども、これも少し適用範囲を広げたり期間を延長するようなことを考へてみてはどうかといふようなことをお話しなつたことがあつたかどうか。また郵政大臣としてはそういうことを推進する立場にあると思ひます。その立場の上からそれを推進する意思があるのかどうか。大蔵省の方は、いまの適用範囲の拡大とか期間の延長とか限度額の引き上げをする意思があるのかどうか。一言ずつ聞いて終つたいと思ひます。あくまでも郵政大臣の立場を考へて、推進するということについて郵政大臣は答へていただきたいと思ひます。

○村上周務大臣 まだ各地方において周知徹底してゐない部分に対してはこれからひとつ十分周知徹底できるようにあらゆる機関を通じて努力を続けたいと思ひます。そして対象者に一人の漏れもなくこの問題を十分周知させて、少しでもこ

れを利用してゐる人の多くなることを私どもは
念願しつつ十二分の手を打っていきたくと思つて
おります。

それから適用範囲の問題につきましては、原爆
被害者に関する法律の改正に伴ひまして、これら
の受給者も十月一日から対象に加えておりますの
で、今後の拡大につきましては認定までの技術的
な問題や期間の終了が近いなどの事情から一応延
長することは困難ではないか。したがって、まだ
十二月三十一日までですから十分徹底させてい
きたい、かように思います。

○森美政府委員 本制度が適用されて約十
ヶ月、世の中の情勢が全くさま変わりをしてしま
して、先ほど郵政大臣がおっしゃいましたように
第四次不況対策まで行われておる折から、この十
二月三十一日をもってこの制度は終わりたい、こ
う考えておるわけでございます。

○田中(昭)委員 お二人の御発言とも大変私には不
満です。これだけ問題をいろいろ提起して、庶民
の味方に立って寡細な貯金者のために申し上げた
ことが、ただそういう御発言、御回答だけでは私
はなお不満になってきました。ところが、もう約
束の時間も過ぎておるようでございますので、電
電さんに対する質問は保留いたしまして、郵政省
に対する質問は一応終わります。

午後一時五十分より再開すること
とし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時五十三分開議
○地崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。小沢貞孝君。
○小沢(貞)委員 ごく簡単なものから先に質問し
ます。簡単ですが、関係者にとっては大変重要な
問題だと思ひます。

かねて郵政省の方へお願いしてあることは、往
復はがきを折らないで売ってくれということ、

発売もこの方が便利であらうし、それから往復は
がきは大抵印刷をするわけですが、印刷の業界
が、この折つてあるのをプレスするのに幾日も開
けておくというところは、大変な努力をその他要請
するので、先般衆議院においてもわが党から要請
をしてあります。大体結論がついておるようにな
らぬ限り、いつごろから、どういふようにな
らぬ販売をするか、折らないでやるか、その辺をお
聞かせいただきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 お答えいたします。

往復はがきの利用状況を見ますと、先生御
指摘のように、通信文などを印刷の上差し出され
るものが多い実情でございます。最近、私も調
査をいたしました、ごく少ない例でございますが、
で、全般的に断言するのは問題があるかと思
ひますけれども、約八割くらいが印刷されてい
るような模様でございます。こういふ実情からい
たしまして、折らない往復はがきを発売する方向
で、ただいま準備を進めているところでございま
す。

この往復はがきにつきましては、差し出される
際に折りやすいように中心に筋をつける必要がご
ざいます。往復はがきをつくる製造業者におきま
しては、その筋つきの機械を設備する必要がござ
います。また、これらの改造の時間が必要でござ
います。また、これらのはがきを折って差し出さ
れた場合には、郵便局におきまして機械処理を
いたすわけでございますが、この機械のテストな
どもいたさなければならぬ状況でございます。
したがって、発売時期につきましては、本年
度内は困難かと考えられますけれども、できるだ
け早い時期に発売することができるよう努力し
てまいりたいと思ひております。

○小沢(貞)委員 大変ありがとうございます。

次に、書き損じのはがき、十円の場合には二円
の手数料で済んだわけであり、郵便料金値上
げにははわれられ反対であります。今度は倍に上
がるという情勢ですが、手数料はいきなり倍に上

がるはずはないと思ひます。それで、書き損
じの手数料は現行のとおり、たとえばはがきが二十
円になつても二円で据え置くように、これもかね
て強い要望をしておるわけであり、これは郵
便規則の別表が何かで省が決めればよいわけだ
が、こういう時節柄、これも同じように倍に上げ
たい、こういうことのないように、願わくは据え置
いていただきたい、こう考えますが、どうでしょう。

○廣瀬政府委員 書き損じのはがきの交換手
料につきましては、今回の料金改定全体が、申し
上げるまでもなく、郵便事業の運営に要する費用
の増加ということによるものでございますので、
これにつきましては検討の要があるかと考えてお
るわけでございますけれども、サービス上の見地
に立ちまして、ただいま先生の御要望もございま
した、そういう御趣旨も十分理解できますので、
これは先生御指摘のように省令の問題ではござ
いますけれども、今後手数料を定めます際には前向
きに取り組んでまいりたいと思ひております。

○小沢(貞)委員 ここで幾らにしろということ
は結論は出ないと思ひます。これは大臣にも強
く要請をしておきます。はがきが十円から二十円
になつたから、書き損じの手数料をいま二円払
ておるわけですが、それをどうしても四円にする
というこのことのないように、願わくは据え置いて、
大衆の利便を図つていただきたい。これは強く要
望しておきます。

次に、これも繰り返しますが、ことしの
年賀はがきに間に合わなくて大変残念ですけれど
も、年賀はがきをたくさん出す人は何万枚と出す
わけですね。これを印刷屋さんは一枚一枚印刷する
ということは大変なことであります。したがって
て、合理化のために、印刷代を安くするために四
面つづりのはがき、郵政省は多面はがきと言つて
おるようですが、四面または八面、その辺は技術
的なことがあるからさしあたって四面でいいわけ
ですが、四枚つづりの一般のはがき、年賀はがき
ももちろんです、そういうものを発売するよう
に、こういう要請をしてあつて、これも委員会

の席でも申し上げたし、そのほかのときにも郵政
省に要請をしてあります。これについて、実現の
可能性ありや、お答えをいただきたいと思ひま
す。

○廣瀬政府委員 多面刷りのはがきの発売につ
きましては、ただいま印刷業者のこれに対する需
要が全般的に必ずしも明確になっていないといふ
ような状況でございます。これは業界の中の問題で
ございまして、この需要の実情をさらに見きま
しました上で対処してまいりたいと思ひておりま
すので、ただいまの段階では決定いたしておりま
せん。

○小沢(貞)委員 これも小さいことですが、大
変合理化に役立つことではないかと私は思ひます。
何万枚と刷るはがきを一枚一枚刷らせるようなこ
とを販売業者側が要請する必要はないと思ひわけ
です。だから、業界の方で四枚つづりのものを売
てくれ、切ることとは一分間だか何万枚も切れ
ると言つておりましたから、そういうのにたい
て、これも全部のはがき売捌所で売らなければな
い。集中局なり人口何万以上の主な大きな局で売
ればよいわけですから、どうしても一枚つづりの
ものでなければ印刷できないという業者はそれを
買えばいいわけですから、この点についても、こ
れは私たち印刷業界といふ話して、たつての
要望でありますので、近い将来すみやかに検討し
てできるように、これも大臣に要請をしておきま
す。

続いて大臣にお尋ねをしたいが、第三種の料金
であります。当委員会においても、第三種が郵政
審議会の答申だと五倍も上げなければいけない
たいなことになっておつて、これは大変な騒ぎで
あります。これはかつては法定料金で国会で決
めたけれども、郵政省が大臣認可で決められ
る、こういうことになったわけですね。大臣認可で
決められるとたんに五倍も四倍も上げるといふこ
とは、そういうことをやるのだったならまた国会の
認可に戻せ、こういう声が出てくるのが正論だと
私は思ひます。したがって、はがきが二倍、

一番上がるのが封書で二・五倍であります。だから、われわれは無理は言わぬ、いまの郵政の特別会計の財政事情から無理は言わぬが、少なくとも国会で決める法定料金の枠内に抑える、これは私は正論ではないか、こういうふうに考えるわけなんです。かつては国会で決めた、それを決めなくなつたとたんにそれだけは五倍も四倍も上げますというこゝでは筋は通らぬ。そういうことをもしやるなら、またもとのとおり国会で決める、こういうことになりすから、はがき二倍、封書二・五倍だからその法定料金の枠の中に抑える。これは大臣の政治的判断だと思います。大臣からお答えをいただきたい。

○村上周六大臣 第三種の料金につきましては、郵便法が改正されました後におきまして郵政省令で定める取り運びになっておりますが、その際には郵政審議会の答申の趣旨を尊重いたしますとともに、さきの国会における本委員会の附帯決議とあるいは審議の過程において表明されました数種の御意見を参酌させていただいて、その上で慎重に決定したいと思っております。

○小沢(貞)委員 きょうのところは、大臣の答弁はその枠を出ないと思ひます。しかしこれが法定料金の上げる率よりも倍率を高くする、こういう事態になればこれは重大な政治問題です。国会で決めなくなつたとたんにはがきや封書より倍率が高くなつたということになれば、これは重大な問題だと思ひますので、料率は必ず法定料率以内にこれをとおさめるように、政治的な判断を大臣に要請をしておきます。

次に大臣にお尋ねいたします。年賀はがきはいま郵便料金値上げの最中に十円で売り出されておるわけでありす。この法律が参議院で通れば二十円になるわけでありす。ところがこれは、特別取り扱い期間といつて十二月十五日から二十八日まで投函をするという、期間的に大変複雑な状態の中にあるわけでありす。私が情勢を判断すれば、恐らく今月以内には参議院で郵便料金の値上げが通らないという情勢ではなからうか。こ

れは私の判断ですが、通つたとしても月末遅くになつて通る。こういうことになれば、この料金の値上げは公布の日から五日以内、こういうふうになつたかたわつておると思ひます。それでは公布の日をいつにするかといふことは、国会法で法律が通つてから三十日以内、こうなつておるわけなんです。これは大変複雑な問題であります。そこで私は、これも要望にとどめるようになってしまふと思ひますが、すでにもう十円をそのまゝにしておくとおつたやうなあの新聞報道ですから、大衆はそういう印象で、ことしの年賀はがきは郵便料金が上がるやうと上がるまいと十円で出せるものなりといふやうなもので恐らく買つておると思ひます。それを施行の日が十二月十日になつたから、さあ十五日から投函するのになつて十円切手を張る、あるいは百枚持つてきたら千円納めて張る、こういう事態になれば、これは郵政事業に対する不信感といふものは大変な事態になるのではないかとおつたやうに考えるわけなんです。大臣から言わせれば、いま国会に法律を出してあるから煮ても焼いても国会でうまくやつてくれ、こういうやうに言ひかもしれないけれども、これはそういう方法もある。あるが、または公布の日を法律が通つてから十日にするか二十日にするか三十日にするかという、省限りでやれる方法もある。だからこれは幾つもの選択の方法があるのだが、いま大衆はもう十円で出せるものなりとして買つておるから、その間の事情を考慮して——参議院が法律を直せばこれは問題ない。直さないにしても、省限りで公布の日の取り方いかんによつてできるはずであります。大臣、その年賀はがきを据え置くやうに、これは強い要望ですが、ひとつ決意のほどをお答えいただきたいと思ひます。

○村上周六大臣 いろいろ手があるやうと思ひます。法案審議の過程で申し上げることははばかりありますが、そのいろいろの点については賢明なる先生方の御判断を待つ以外にないと思ひております。

○小沢(貞)委員 賢明な判断をしてのだけども、われわれは参議院の方に手が回らないわけだ。その参議院は、強行採決、はいガチャン、こゝういふ審議の仕方しかないやうな、私は良識の参議院ならもう少し考えると思ひますが、どうもそこらのところがおかしいので、修正しようじやないか何しようじやないかといふ意見がなかなか出にくい場面が出てくるのじやないか。そういうことを考慮して、これはいつかの売り出しのときは年賀状だけは安く売ろぞといふことを昭和二十六年にやつたことがあるわけで、今度だつて本当は郵政省が親切なら最初に法律を出すときから、年賀状といふものはこゝういふやうにするのだといふことを附則にうたつておれば、私がこゝういふ心配をする必要はないのだけれども、たとえ法律が修正されなくとも公布の日の選択いかんによつては、法律が通つてから一週間内公布するやうに公布するか、国会法では三十日間あるわけなんです。その選択いかんによつて、もう大臣の腹一つでできるわけですから、皆さんの良識でなくて大臣の良識を私の方がお尋ねしておるわけなんです。

○村上周六大臣 郵政省といひましては国民に御迷惑のからぬやうな方法をとつてまいりたいと思ひておりますが、これはいろいろあれこれとありますので、また賢明なる先生方のお力もかりしたいと思ひております。

○小沢(貞)委員 これも良識で、質問はこのくらいにしておきます。

次に私は、通常郵便貯金は郵便貯金法の三十二条で「十円以上」となつておるわけなんです。だから十円から貯金ができるわけでありす。この「十円以上」といふのは、昭和二十五年だか六年ごろにできたと思ひます。その当時の物価と比べてみればいまは大変な開きができておるのだけれども、この最低十円といふものを新しい時代に適合するやうに最低二百円、最低五百円、こゝういふやうに直さないと、これは大変な矛盾が出てくるわけでありす。たとえば簡易郵便局の取扱手数料は一件について四十円とか四十五円だか四十八円、こゝうなつておるのだから、十円の貯金一件く

れば簡易郵便局に手数料四十八円払わなければいけないといふ矛盾が出てきておるものだから、法律も直さないでこの簡易郵便局における貯金一件当たりの手数料といふものを、郵政省は勝手に省の判断でやつておるわけでありす。私はこれはまずいことだ、とんでもないことだと思ひます。法律の趣旨と反すると思ひます。したがつてこれは新しい時代に沿うやうに、この十円といふものを少なくとも五百円、あるいは物価指数がどのくらいになつておるやうに、この法律のできたときから比べるともう二百倍や三百倍になつておるのではないかと思ひますから、こゝういふやうに直さなければならぬのではないか。そこで私が申し上げる理由は、またこれが大変私もおひくり返してみてびっくりしてしまふんだけれども、たとえ金利の計算なんかについてはむづかしい政令だか省令ができておつて、一銭以上は書かなければいけない、十銭はどうするとか、三月三十一日になつてその合計が一円になつたならば、一円二十銭といふときには一円にして繰り上げる——この金利になつたら一円として繰り上げる——これは法律でそういうことができておるし、貯金台帳をいま見てもらつたが、こゝういふものだとすですけれども、これを持ていつてみんな書き込まなければいけない。これは、こゝういふことをいふやうに少し必要があるか、こゝういふことなんです。

これをもう少し能率を上げるためには、貯金は十円と言わずに二百円とか五百円とかあるいは千円とか、それ以下のものはだめだ、こゝういふやうに決めて、そして合理的に扱つていくといふのが国民にサービスをするゆゑんではないか、こゝういふやうに考えるわけなんです。どうでしょう。

○神山政府委員 ただいま御指摘の通常貯金、一回の預け入れが十円という規定でございますが、郵便貯金法が二十二年にござまして、そのとき以来ある条文でございます。その後貨幣価値の変動もありまして、事務処理の効率性、経済性といふことを考へてこの最低額を引き上げるといふことを検討したらどうかというお話でございますが、

事務の経済性という面から見ますと確かに先生御指摘のような問題があるかと思ひます。この十円という最低単位がどういう趣旨で規定されたかということですが、昭和二十二年、当時インフレの非常に激しい時代で、事務も相当膨大であったというようなことから最低限度が決められたと思つてゐるわけでありまゝ。現在この十円という最低限度の規定が現実にとだけ意味を持つてゐるかということになります。現実にはそれほど少額の貯金はないというふう聞いておりますので、いまこれを引き上げるかどうかについて、確かに問題がありますけれども、貯蓄思想の普及という点から、少額といへども金銭の価値を大切にすることが必要ではないかというような一方の考え方があります。この問題は慎重になお検討してまいりたい、こういうふうな考へております。

それから利子の計算でございますけれども、現在、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律という法律がございまして、これで一円未満の国等の債権債務の金額については切り捨て、あるいは債務については、一円未満のものは一円とみなす、そういう規定がございまして、現在一円以上はやはり国等の債権債務というふうな考えられますので、この辺につきましてはそういう法律のたてまえからもなお慎重にわれわれとしては考へていきたいというふうに考へております。

○小沢委員 この問題はひとつ機会を見て徹底的に論議したいと思つてゐます。郵政省サイドでなくて、いまほかの法律でできている点もありまゝから、しかし私は一銭だ十銭だという金利を計算しなければならぬような非能率なことはなるべく早くやめなければならぬ、こういうふうに考へるわけですが、また別の機会に論議するとして、時間がないので関連質問を小宮さんに譲ります。

○小宮委員 現在全国的に全通の組合員の組織拡大闘争によって全郵政組合員に対する人権侵犯の問題やあるいは傷害事件が連日のように発生して

おります。個人の思想、信条の自由は憲法で保障された基本的な人権だと思つてゐます。その基本的人権が、集団の力によって恐怖感や威圧感を与えらるゝかのごときことをやるといふのは、憲法違反の疑いさもあるのではないかと。私は特に法治国家として許されるべきではないと思つてゐます。それに基本的な人権の尊重というのには民主主義の根幹であつて、そういった根幹である人権が侵されるということになると、民主主義の崩壊にもつながるといふきわめて重大な問題だと思つてゐます。これらの問題は私は組合運動以前の問題だと思つてゐます。これに対して郵政省はどのように取り組んでおられるのか、またいかなる姿勢で取り組んでこられたのか、これは大事な問題ですから大臣から御答弁願ひたい。

○村上周務大臣 お答えいたします。

省といたしましては、労働組合相互の組織拡大のための活動に対しては労働組合の自主性にゆだねるべきものとして不介入の方針で臨んでおる次第であります。労働組合相互の争ひの過程においても、職場の規律を乱し、業務の正常な運営を妨げる等の場合はもちろん、たとえ職場外でありましても暴力行為あるいは人権無視の言動等職員としてあるまじき手段に訴へる場合には、管理者の措置すべきものとして対処することを怠つてはならないものであると考へまして、それを基本姿勢として臨んでゐる次第であります。

○小宮委員 大臣の答弁も非常にそららしい感じを抱くわけですが、長崎中央郵便局でも十月十三日から今日まで現在も続いております。従来は全郵政組合員の出勤時、退庁時をねらつて、そして集団で取り囲んで全郵政を脱退しろ、全通に入れということをやつてゐたわけですが、これらの行為が庁舎内でも休息室で現在でも行われております。私が目撃したところでも、逃げようという全郵政組合員を二十名、三十名の全通の組合員が追いかけていくという光景も見てまいりました。私はこういうような現状を見る場合に、郵政省としては庁舎管理規程もあるはずですが、現に私

も持つておりますが、その庁舎管理の責任者として各郵便局長は、こういう事態に対しては当然職場秩序の維持を図るために犯罪を防止するたためにもこれをやめさせる責任があるわけですが、ところが管理者は、局長は見えぬふりをしておるというふうな実態の中で、現在管理者に対する不信感が非常に増大してゐる。

時間がございませぬから端的に大臣に質問しますが、局長が庁舎管理の責任者として管理規程を忠実に守る責任があるのかかわらず、その責任を全うしてゐない場合はどのような責任をとらせますか。これは非常に大事なことであつて、やはりこれは信賞必罰を明らかにしなければいけません。そういうたぬるま湯に浸つたようなことをやつておるから、今日まで何もやつておらぬ。時間がありませぬから、管理規程を讀み上げてもらひますが、そういう中で、こういう忠実に職場、庁舎管理規程を守つてゐない管理者に対してどういふような責任をとらせるのか。またそれは、各郵便局長の管理者、局長だけではなくて、九州郵政局長、ひいては最高責任者であるあなた、郵政大臣はどのような責任をとらうとしておられるのか、どのように責任を感じておられるのか、その点をひとつはっきりしてください。

○村上周務大臣 ただいま御指摘の長崎市の郵便局につきまして、いま先生からいろいろと御指摘がありまして、同様なことを長崎県選出の議員から私に訴へがありました。ちょうど同様なことでありますが、全く相反したことでありまして、要するに管理者が何かあればすぐ頼みからでもトラックで押しかけてくる、こういういわゆる労務干渉というか、干渉されることは実に許すべからざることである、いろいろ私に強く訴へられました。

そこで、先般福岡市に参りました際に、郵政局長が参りましたので、こういう強い訴へがあるが、その是非、善悪というものは君が十分承知して判断すべきである、もしその局内においての紛争が言われるごときものであるならば、君自身局

に座り込んで、そして真相を究明するようにと、もし君がでなければ、国会の暇を見てよくが長崎に行つて、そして真相究明するぞというまで私は指揮してまいりましたが、ちょうど先生と全く逆な訴へもまたあるわけなのでございまして、私としては兄弟がききせぬと云ふことはまことに遺憾なことでありまゝ。私には、その組合、二つの組合がありましてどの組合がどういふのでなくて、どうかひとつ正しい姿で、兄弟に愛情を持って、また兄弟に真心を持って尽くす、こういうような麗しいものでなければいけません。全郵政行政というものは、私は人の和のないところ、郵政行政の振興も発展も何も何もないものと、私はほかの行政は素人でもわかりませんが、私も、少なくともこの人事行政については、私自身陣頭に立つて、殴られてもいい、どうされてもいい、もしそういう危険があるならばその危険な個所に飛び込んでいって、そして間違つておれば私が父子の情によって何とか本心に立ち返らせたいという気持ちでいっぱいでありまゝで、どうぞひとつ、そういう点については具体的にまた、この委員会の席でなくて結構ですからお示しをいたしたい、その上でひとつ私に判断させ、また処置していただくことをお願いいたします。

○小宮委員 私の言ひ分とまた正反對の言ひ分とあるというふうなことでありますが、それでは、いま先ほど大臣が言われたように、本省からでも調査に行つたらどうですか。こういうふうな中央におつて、ただ陳情だとかあるいはそういう言い分だけを聞いておれば、どちらが本當かわからぬというふうな疑問があるならば、なぜ郵政省は、局長でも審議官でも現地に駆けつけ、一目瞭然はつきりするじゃないですか。そういうふうな問題をただ疑問のまま、おまへはそう言うけれどもこういうふうな意見もあるぞというふうなことでこの問題をないがしろにするところに、非常に根の深い問題がある。だから、いま大臣の言われたように、あなたが忙しくて行けなければ局長でも審議官、やつたらどうなんですか。

その点、私また農水で質問がありますが、それからこれくらいにしますが、せっかく警察庁も来ておるようですから、ひとつ警察庁の方にお伺いします。が、こういうような問題について警察庁としての姿勢の問題をひとつお聞きしたいということ、時間がないので一度に申し上げますから。

それが、道路上で集団で個人を取り囲んだ場合に、いかなる犯罪を構成するのか。それからもう一つ、家庭にまで集団で押しかけてきて面会を強要したりあるいは大声で叫ぶというようなときの場合はどういうような犯罪を構成するのか。あるいは尾行をしたりあるいは家の前に必ず張り番がおって見張っておるというような、こういった行為に対してはどういうような犯罪を構成するのか。また、これらの行為に対して警察はどのような対策を立てるのか。これらの問題、一括御答弁を願います。私、二時半までに行かなければいかぬですから。

○若田説明員 お答え申し上げます。

労働組合運動そのものに対しては私どもいままさる申し上げるまでもないわけでございますが、不介入の立場にございまして。しかしながら御質問のような労働組合運動に伴いたしまして発生を見ます暴力事件につきましては、仮にそれが労働運動に伴いたしまして暴力事件は許されないということでございますので、公平厳正に取り締まるのが警察庁の立場でございます。ちなみに、今日までに御質問のような立場、関係で四十八件の暴力事件が発生をいたしておりますが、すでに二十九件の六十一名につきまして検挙をいたしておるところでございます。

それから後段の御質問の具体的な事例を幾つかお挙げでございますが、それにつきましては具体的に事実関係を詳細詰めませんと、そう簡単にどういふ犯罪が成立するということとは申し上げにくいと思いますが、たとえば非常に長時間にわたりまして監禁をするような場合には監禁罪でございますとか、あるいはいろいろな組合に加入することを強要したような場合には強要罪、あるいは婦

りの途中につきまとうというようになりまますと軽犯罪法違反というようになり一応疑いが出てまいりますが、立件できるかどうかにつきましては具体的な事件につきまして調査した上で決定すべきもの、そういうふうに感じております。

○小宮委員 じゃ、これで失礼します。

○地崎委員長 昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。これより、各案について政府より提案理由の説明を求めます。村上郵政大臣。

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○村上国務大臣 ただいま議題となりました昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案について、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和二十四年五月以前に効力が発生した簡易生命保険契約について、簡易保険事業の運営の効率化を図るとともに加入者の利便を図るため、保険金の支払に際して、特別一時金の支給をする特別措置をとろうとするものであります。その内容について申し上げますと、まず、この特別措置の対象とする保険契約は、昭和二十四年五月三十一日以前に効力が発生した保険契約で、この法律施行の際に有効に存続中のものとしたしております。

次に、取り扱い期間は、事務の円滑を図るため、保険契約の締結年度に従い、二区分とし、昭和十六年三月三十一日以前に効力が発生した保険契約については昭和五十二年一月一日から三年間、昭和十六年四月一日以後に効力が発生した保険契約については昭和五十一年七月一日から三年間とし、この取り扱い期間内に保険契約者から保険契約を消滅させ、保険金受取人に保険金の支払に際して、特別一時金を支給しようとするものであります。

特別一時金の額は、保険金繰上支払金、分配金繰上支払金及び特別付加金の合計額をいたしております。このうち、保険金繰上支払金の額は保険金相当額とし、分配金繰上支払金の額は保険契約を消滅させる旨の申し出があったときに被保険者が死亡したとした場合に分配すべき剰余金相当額としております。また、特別付加金は、この特別措置により事業運営の効率化が図られ経費の節減が可能となること、対象となる契約が長期間にわたり簡易保険事業の大きな支えとして貢献してきたこと等の点を考慮し、保険金等の繰上支払金に付加して支払うものでありまして、その額は、保険金額及び経過年数によって定めることとしたしております。

以上申し上げました特別一時金の額は、個々の契約によって異なりますが、一件平均の支給額は五千円程度となります。また、この特別措置の対象となる保険契約の件数は約二百三十三万件で、昭和五十年年度といたしましては、約十七億四千万に計上されております。

次に、この特別措置の周知につきましては、保険契約者に対して特別一時金の支給に際してあらかじめ通知をするほか、郵便局における掲示等の方法によりその周知に努めなければならないこととしたしております。なお、この特別措置は、事業として可能な範囲で最善の措置をとるものでありまして、加入者の大多数がこれに応ずるものと確信いたしている次第であります。

なお、この法律案の施行期日は、昭和五十一年一月一日からとしておりますが、加入者に対する周知に関する事項については、公布の日からといたしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険の保険金の最高制限額を引き上げるとともに廃疾保険金の支払い制度を改善しようとするものであります。まず、保険金の最高制限額の引き上げについて申し上げます。現在、保険金の最高制限額は、被保険者一人につき五百万円となっており、定期保険については昨年十月から、その他の保険種類については本年四月から実施いたしました。最近の社会経済情勢の推移及び保険需要の動向等にかんがみまして、加入者に対する保障内容の充実を図るため、

比較的低廉な保険料により高い死亡保障が確保できる定期保険及び満期の場合の保険金額と死亡の場合の保険金額とを異にする一定の養老保険について、それぞれ八百万円に引き上げようとするものであります。

次に、廃疾保険金の支払い制度の改善について申し上げます。

の附帯決議の取り扱いについて慣例がまだ確立していないようです。したがって、委員会によつては廃案になつてもう一度提案をされた場合に改めて前の附帯決議を付すという方法もつておる委員会がございます。また、委員会によつては、一度つけた附帯決議はそのまま生じておるんだ、同じ法案である限り附帯決議は生じてお

從來、被保険者の廃疾による保険金支払いは、被保険者が一定の身体障害の状態になった時期についての認定が困難なことを考慮し、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知のあった日に被保険者が死亡したものとみなして保険金の支払いをすることとしておりますが、傷害特約の制度等も軌道に乗り、身体障害の状態になった時期の認定についても相当の経験を重ねてきておりますので、この際、被保険者が身体障害の状態となりその旨の通知があったときは、その身体障害になった日に被保険者が死亡したものとみなして保険金の支払いをしようとするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日からといたしております。

る、こういうような解釈をとっておくところもあるようで、必ずしもこの慣行が確立していないように思われますが、私には要はその附帯決議を行政の面で十分に生かしていくかどうかということに問題があると思いますので、この委員会での取り扱いをどうするか、われわれが決めなければならぬ問題ですが、もし大臣の方で、すでに前回の附帯決議があったことだからその趣旨は十分これからの運営に当たって生かしていくのだという御決意があれば、ここで改めて附帯決議を付する必要はないのではないか、そういう気もしますので、前回の附帯決議に対する大臣のお考えを、ちょっと承っておきたいのです。

○村上国務大臣　前国会の附帯決議でありまして

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

も、多数をもって御提案になり、これが御可決を見た附帯決議であります限り、十分尊重してまいりたいと思っております。

○地崎委員長　質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部末喜男君。

の附帯決議はそのまま生かされておるといふふうに理解をいただいて、これからの運営に当たつて

○阿部(末)委員　ただいま提案のありました保険の二法並びに貯金、この三法の改正につきましては、これは前の七十五通常国会で附帯決議等をつけた上で、本委員会でも各党賛成で通過をした経緯がございます。したがって、私は改めてこの問題について審議をするという必要はないと思うのでございますけれども、ひとつ明らかにしておきたいことは、その際われわれは附帯決議を付してこの委員会が成立を図ったわけでございますけれども、こ

十分配慮をしていただきたいと思ひます。

それから、これは私は質問するつもりはなかったのですが、先ほどの一般質問で小宮委員から、何か郵政の労働関係について若干質問があったようですが、私は大臣の御答弁を承りながら非常に感銘を深くしました。全くそのとおりだと思ふのうでございまして、よく、木を見て森を見ざるたぐいという言葉がありますけれども、今日職場において二つの労働組合があるために、それぞれ、み

ずからの組織を拡大するために紛争があるという事実は私も承知をしております。しかし、先ほどのお話のように、片方の全通という組合だけが悪くて、全郵政の組合は常にはいいのだという、こういう主張だけがまかり通りますと、これはなかなか黙って聞き捨てしがたい問題で、私の住んでおります大分では、逆に第二組合の全郵政の諸君が鹿兒島や熊本から大挙してあらわれて、勤務中の全通の組合員に暴力を働くとかあるいは掃りを路上で待ち受けて、空手などの有段者がやってきて暴行を加えるとか、そういう事例が多々あるわけでございます。したがって私は、大臣の御答弁を聞きながら、まことにそのとおりで、二つ組織が

喜んでおりますが、なが下部に、先ほど申し上げましたように、歴史的な経過から、第二組合は郵政当局側で、全通は敵だというふうな、まだ誤った考えを持っておる諸君もおるようでございますから、この点については、労務政策上の措置として、ひとつ十分に、先ほど大臣がお答えになりました敵正中立であるし、また同じ職場で働く者が兄弟かきにせめぐうようなことがあつてはならないのだということについて、事業を中心に、人の和をもつてこれが運行が図れるような趣旨を、ひとつ機会を見て、大臣の御趣旨として徹底を図っていただければなお幸いだと思いますが、ひとつお願いしたいと思います。

ある限り、両方の組織がそういう意味で自分の組織を大きくしようとして職場に紛争が起こつておる、この事実は覆いがたいが、その処置については常に厳正中立でなければならぬ、そういうふうにいまでも私は思つておるわけでございます。ただ、これは歴史的経過がございまして、実は

○村上国務大臣　全く御指摘のとおりであります。私は、とにかくそこには甲も乙も、色もなければ何も無い。とにかくまじめに郵政業務のために専心してくださる人、それは私は神さんだと思つて、私も手を合わして歓迎いたしておるわけでありまして、どうぞよろしく……。

これをつくったときは郵政当局がつくらしたわけですよ。労務政策としてですね。これはマル生の問題として今日天が下明らかなところでございます。

○阿部(未)委員 大臣、そういう通達が大臣の趣旨が徹底するような措置を考えてもらえませんかという事です。

すけれども、しかし最近の姿勢は、確かに、いま大臣おっしゃったように、私は中立の姿勢になっておるといふうに理解をしておりますが、末端にいきますと、つくられたときの経緯があるものだと思いますから、したがって第二組合、全郵政の労働者では、郵政省側がこれを庇護してくれる、かばって

○村土上事務大臣 絶対に本省内においてもまた管理職がへんばな考えを持つようなことはないと思っておりますし、また、そういうことのあらうはずもなし、また、そういうことがないように指導してまいります。

○阿部(未)委員 通達を出すというには至らない

くれるものというふうに考えておる。そういう傾向から、何かあればすぐ郵政当局に泣きついて、郵政当局の力をかって、いわゆるトラの威をかって何とか処理をしようという傾向が今日なおなくなっていない。そういうところに紛争の大きい原因があるので、最近郵政当局では労働問題という

ようでござりますが、ひとつこれも時期を見て考えていただきたいと思ひます。なおこの上紛争が続けば、大臣の気持ちを下野まで徹底させてもらいたい。これは要望にしておきます。

ところで、どうも郵政省というのは、いろいろ国会で審議をし議論をしても、なかなか、大臣の

言葉を使って、労働組合士の問題ではないか、
 こういう言葉を使っておるようですが、これもまた私は当を得たことで、従来第二組合といえど即郵政当局というふうに見られてきたのですけれども、今日はそういうことでないことを私は非常に

氣持ちと違つて、守つてもらえない傾向がございまして、非常に残念に思つております。私はあえて国会軽視とは言いませんが、ここでこういうふうにしたいと思ひますというふうに答弁をされたことについては、やはりそれなりに実行してもら

いたいと思うのですが、かなりの日数がたつてもなおかつ守られていない二、三の事項について、その後の取り扱いの模様等を聞きたいと思ひます。

まず、郵便切手売りさばき所の手数料の問題でございませうけれども、私はいふ前から議論してきただけで、大臣も田舎にたくさんこれはあると思うので、よく聞いておいてもらいたいのですけれども、これは切手の売りさばき所をつくって、看板を出して、常備定数を備えて、切手売りさばきの箱を置いて、しかもその売りさばき時間というのまで決められて、言うならば人間を拘束しておるはずで、看板も出さしておる。常備定数も持たしておる。そこで一体手数料として基本はどういうものかというのを議論したら、そういうものも含めて売りさばき手数料というものが考えられておるといふわけです。したがって、その月の切手なりはがきを買ひ受ける額が五千円に満たないときは五千円買ったものとしてその割の五百円を差し上げます、これは私は最低保障だと思ふ。ところが矛盾があるのは、はがき一枚買ひ受けてもこれを五千円とみなして五百円の手数料がもらえますが、一枚も買ひ受けをしないといふのも買ひ受けしなくとも、看板は出しておる、切手箱も置いてあるじゃないか。人間もおる。それに一枚もやらぬとは無理じゃないか、こう話したら、これはもう理屈の上では大臣もわかかってもらえらると思ふのですが、大体そういうこととて、したがってこれは何らかの措置をとりたと思ひますという事だったので、何らかの措置が何年たつてもとれないわけですよ。そこで、今度は質問をするというのを申し上げてありますから、幾らか検討してもらつておるのではないかと思ひますので、事務局の方で結構です、検討の結果を説明を願ひたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 売りさばき手数料の問題でございませう、これにつきまして過去先生からたびたびの御指摘をいただいておりますことは十分承知いた

しております。

一カ月の買ひ受けが皆無の場合でも最低保障として何らかのものが受けられるような措置を講ずべきであるという御趣旨でございませうが、その後私どもは種々検討を重ねてまいつたところでございませう。これまでも、たとえば運用の面におきましては、買ひ受け皆無の売りさばき所をなくしていくという観点から、できるだけ買ひ受け実績をつくつていただくように郵便局への指導を行つてきております。また、売りさばき人の組合を通じて、そういうことを勧奨するようにしておるわけでございます。また、距離のあるいは時間的に買ひ受けが非常に困難であるというような向きにつきましては、郵便集配人による買ひ受けを勧奨するというようなことで買ひ受けを容易にするような方法を指導してまいつてきておるわけでありませう。しかしながら、先生御指摘のように、こういったことのみでは私は基本的な解決にはならないといふふうに考えます。したがひまして、一カ月の買ひ受けの実績のない売りさばき所をすべて救済する方法といふことにつきましては、やはり現行法の規定の仕方からは困難ではなからうかといふふうに考えますので、この基本的なあり方につきましては、次の売りさばき手数料改定の際には、御趣旨を体しまして措置するようにいたしたいと考えております。

○阿部(未)委員 まことにりっぱな答弁をいただきましたので、きわめて満足でございますが、それでは、今日いろいろな手段を講じておるが、なお十分ではないから、次に売りさばき所の法改正の際に趣旨に沿うような措置をとる、こういうふうに理解をしてよろしいわけでございますね。

— わかりました。

それでは、その次に、もう一つ、大臣、非常に似通つた問題があります。

最近御承知のように電話が非常に発達したものですから、電報が非常に少なくなつております。電電公社もこれが赤字で大変困つておるところなんですけれども、それで、郵政省の方でも従

来は電報を配達するための人間を配置しておつたのですが、一名を配置しておつたのではもつたない、こういうところが出てきた。これはやむを得ぬこととございませう。そこで請負という制度をつくりまして、そして電報配達請負人というのに対して委託契約をするわけです。それで電報があつたときに、あなたが配達に行つてくれということ、これは市内配達、それから特使をもつて配達をするところ、夜間配達といふものと分かれてきて、契約の内容はいろいろあるわけですから、その中で市内の配達に当たる、普通配達区域の配達に当たる契約ですが、月をもつて契約をするに当たつては、たとえば、この局の電報は平均して一カ月十通であるといふところ、平均して五十通であるといふところは、それなりに五十通のところは五万円とか、三十通のところは三万円とかいふ契約の多寡はありますが、とにかく月をもつて決めておるわけです。ところがここがまた最近の状況で一カ月間全然、一通も電報が出ないが出てきたわけですから、これが相当な数に上るわけですから。

ところでその契約の内容には、電報を配達したときに払うと書いてあるから、一通もなければ配達したという実績が残らぬわけです。そこでやらない。ところがこれは法的に解釈しますと雇用契約みたいな問題にまで発展する。相手の労働力を拘束しているわけです。あなたは電報があつたときには必ず行つてくださいよということと契約をして、そこで一カ月三万なら三万あるいは五万なら五万といふ契約を結んでおる。たまたまその一カ月について普通配達区域の電報がなかったからといって、これに一月も支給をしない、相手の労働力を潜在的に拘束しておきながら金をやらなない、これは私はきわめて悪質な契約だと言わざるを得ないと思ふわけです。

こういうのが実態として幾つかありますが、たとえば一人の電報配達請負の方について、昭和四十九年度二カ月全然もらつていない月がある。

昭和五十年で、いまだ十月ですけれども、すでに二カ月一銭ももらえない、契約を結んでいないもらえない。契約条項から見ますと、これは無理もないのですよ。電報の配達を行つたときにという言葉があるから、一通もなければ、行わなかつたではないかと言われれば、この契約の上から本来の契約の趣旨から考えて、恐らく郵政省も一カ月に一通も電報の配達がないといふようなことは考えずに結んだ契約だと思ふのですよ。たまたま一通も配達がないような事態が起こつてきたら、これを奇貨として一銭も払わない。これはちよいどの切手売りさばき所の最低保障と同じように、相手の労働力を拘束する以上は最低保障として支払うべきものだと思ふのですが、どうでしょう。

○廣瀬政府委員 御指摘のように現行の制度におきましては電報の配達を行わなかつた場合は、その月の請負料は支払わないといふことになつておるわけでございます。

先生の御指摘のように、当初そのような事態が多数発生するといふことはあるいは予想してないかつたことであるかと思ひます。しかしながら最近先生の御指摘のように電報通数が減少してきておりますし、また電話の普及によりまして電報の電話送達増加といふような現象も見られるようになってまいりました。地域によりましては請負人の配達する通数が相当減少してきておりまして、中には当初想定したとおりありません。御指摘のような事例が出てきておるのは事実でございます。こういった事柄につきましては、将来の電報配達区域のあり方なども十分勘案しながら今後検討してまいりたいと思ひます。

○阿部(未)委員 これは行政ですから、私は郵政省の仕事がきよう言つてきようできると思ひないのですけれども、しかし契約を結んでおる方々は電報がないといふことは想定をしていないわけですから、この契約があるから今月は三万なら三

万、四万なら四分の収入があるということとを想定しながら生計を立てておられると思うのです。それがいま申し上げたように一人の電報請負の方でも一年のうちに二カ月も無収入の月ができてくるということになりますと、これはなまやさしい問題じゃないのです。そうしなければ過去に起こった問題についてどうするかということから考えてもらわなければならない。これから先検討して将来の課題として何とかというふうなまやさしい実態ではない。

まず第一点は、いままでそういう事情で支給されなかった者についてどういう措置をとるか、これからどういうふうに変えていくか。これは契約内容を変えればいいのですから、いと簡単なことです。これは大臣、気の毒でしょう。私だって電報の請負をしておれば、今月は電報請負で四万入るという計算をして自分の生計を立てていますし、したがって就職もせずに電報請負をすることを目標として仕事をしているわけでしょう。それがたまたま電報が一通もなかったから、契約条項がこうなっておりますという契約条項を盾にとって金を払わないというに至っては、これは悪質な高利貸です。そうすると大臣どういことが起こると思いますか。いいですか、悪知恵があれば自分で電報を一通打つんですよ。ところが私は、やはり国の政治の機関がそういうことをやれと言っているわけで、契約を直してやる、法を直してやるという精神でなければならぬと思うのです。

私も言うように、それは悪知恵があればやれと言ふんですよ。そんならおまえ自分で一通打って自分で配達すれば四万なり五万なりもらえるじゃないかという理屈になるが、それは法の網、契約の網をくぐる悪質な手段だと思えます。それならそういうことをさせなくて済むように法を改正すべきだ、それが国会の仕事だとも私は思うのです。が、どうでしょうか大臣。

○村上國務大臣 とにかく生活に直結している問題でありますので、これはやはり慎重に考えて前向きな姿勢で処置すべきものだと思います。いま

の電報を自分で打つてなどというふうなそういう不正義なことを公務員、従業員がやるということは、これはまた金の問題と違う大きな問題が起きてきますので、その点については十分前向きで検討させたいと思います。

○阿部(未)委員 いま大臣もおっしゃったように、私もそう思うのです。すでにいままで起こっておるのですから、具体的な措置をどうせよとかいうことまで私は申しません、いままで起こっておる問題、契約金を払っていないものについても措置をするということ前提にして、速やかにこの契約の改正なりあるは一通もなくとも支給ができるように、そのかわり契約金額が幾らか変わるかもわかりませんよ、そこまでは私は言いませんから、その辺を措置ができるかどうか、事務当局の考えを聞かせてください。

○廣瀬政府委員 ただいま大臣からお答え申し上げましたように大きな問題でございますので、全般的に十分検討する必要があるかと思いますが、これからその内容につきましても慎重に分析いたしまして検討をし、その結果を得たいと考えております。

○阿部(未)委員 郵務局長、私は慎重というよりも拙速でもいい、これは早くやってもらわなければならぬと思うのです。趣旨ははっきりしているわけですから、この問題は何か慎重になんというわけではございません。内容ははっきりしているわけですよ。一通も電報がなければ一カ月の契約金を全部やらぬ、一通あれば金額払うというのでしよう。それなら当然悪いことをしようと思えば自分で打つて自分で配達して一カ月分ももう以外に手がないんですよ。そういうことを懲罰するの、それともまじめに今月は配達がありませんでしたと言ってきた人間も拘束をしておる以上は最低の保障をしてやるというふうな考えなのか。これは慎重でなくて急がなければならぬ。どのくらい急いでくれるのかちょっと……。

○廣瀬政府委員 私が慎重と申ししたのは、電報配達制度全般のあり方につきましても全体的に考慮をする必要があるという意味で申し上げたわけでございます。ただいま先生御指摘の事柄につきましても、今後できるだけ速やかに検討してまいりたいと思います。

○阿部(未)委員 それではどういようですが、その速やかの中に、いままで不正をしなかった、不正と言ふと語弊がありますが、特定の手段を講じなかったためにもえなかった月がある。この人たちの分も含めて考慮してもらおう、そう理解しますが、いいですか、局長。

○廣瀬政府委員 これは契約に関する事項でございますので、過去にさかのぼってというのはいきまゝでございます。将来にさかのぼるか私考えるわけでございますが、将来に向かつて速やかな検討をいたしたいという意味で申し上げた次第でございます。

○阿部(未)委員 大臣、そこなんです。悪知恵があつて自分で電報を一通打つていったやつは、金をもらつて涼しい顔をしておる。まじめにそれをしなかった者は、お役所のたてまえで契約だからさかのぼれぬとかいろいろ言うけれども、それは何か知恵がありましようかと言つておるのです。そのことを含めて解決をしてくれませんか。これはもう大臣、政治的です。あなたひとつ答えてください。

○村上國務大臣 これはどうも電電公社とのいろいろな打ち合わせをする必要がありますので、あなたの御趣旨はよくわかるし、というて私は、要領よくやって犯罪者をつくるというふうな、そういうことはやらせたくないし、とにかく何か適当ないい方法をひもとく見出すように努力いたします。(阿部(未)委員「犯罪じゃない」と呼ぶ)いや、犯罪じゃないが、もし電報を自分で打てば犯罪的な、そういうことであつてはならぬ、こう思つております。

○阿部(未)委員 そうなると、ちよつと技術的ですが、たとえば一つ例を申し上げますが、私が持つておる資料によると、この電報請負の方は四十九年の八月は普通区域にあつたものについては

配達はないけれども、特使をもって配達する特別区域にあつた電報は扱つておるのです。そうすると、この条項からいけば全部を含めて契約しておるから、特別区域に配達があればやってもいいじゃないかという理屈だつて成り立つわけですね。ここは、普通区域にあつた電報が一通もないときに払わぬとは書いてないのですよ。「電報の配達を行なつたとき」と書いてある。契約は、料金こそ違ふ特別区域も含めて契約しておる。これによりまして、特別区域にあつた、普通区域になつた、これも払つてないのです。だからこれは契約の解釈ではどうにでもなる問題も含まれてはいるはずですから、そこで私は便法というものがあつたらうというのを申し上げておる。大臣、公社の方は余り触れぬで、もう郵政省は請け負うと言つておりますのであつたは大丈夫ですから、いいですか。局長、どうです。

○廣瀬政府委員 ただいま先生御指摘の特別配達区域につきましては、別の立て方をとつております。したがうして、両者は混同できないものと私も解しております。

○阿部(未)委員 そんなこと言つと、これは論争せにやならぬですよ。この契約書は全部ひな形大体同じですが、請負契約をするのは第一条の一号、二号、三号とありまして、一号は普通配達区域なんです、いいですか。二号は特使をもって配達するもの、三号はたまたま欠員ができて欠務を生じたときなんです。この三つを含めて契約しておつて、料金の算定こそ異なれ、この中に「第一条の規定により電報の配達を行なつたとき」とあるけれども、第一条一号の規定によりということはどこにもないですよ。そんなことはもつと勉強しておいてもらわなければ困りますよ。

○廣瀬政府委員 契約書によりまして、第一条一号の電報については一カ月幾らという定め方をしておるわけでございます。これは第三条の第一項の第一号に掲げてございまして、そういう立て方で支払うというたてまえでございまして、

一

○阿部(未)委員 おかしいよ。しかしこれは解釈の仕方、解釈からいけば非常にあいまいになるのです。第三条は、「乙が第一条の規定」——第一条には三つの場合が規定されておるのですよ。「第一条の規定により電報の配達を行なったときに」扱うとされているのです。行わなかったときに扱わないという規定はどこにもないのですよ。これは、行ったときに扱うという規定なんですよ。それなら第一条には第一、第二、第三号とあって、そしてそのうちの第二号に該当するものがあるわけでしょう。そのときは、月によっても違ふし時間によっても違ふが、こういうものを扱うと決まっているでしょう。それなら配達を行っておくことは間違いないでしょう。特別区域であるから月額の支払わぬでいいという規定はどこにもないでしょう。あなたがそれを強く主張されるならば、第一条第一号のものについては配達されなければならぬと明定してあればそういうことになるでしょう。しかしそれは配達したときに扱うとしてあるのだから、どの条項であらうとも配達したという事実が残る限りこれは月額支払わなければならないという事。これは論争しようと思えば私ではできませんよ。

○廣瀨政府委員 これは第三条の読み方かと思えますけれども、全体に第一項が加ふておりますので、あるいは先生のような御疑問も生ずるかと思えますけれども、その払い方を実はその第一号以下で明定しておるわけでございます。第一号以下で明定して「第一条第一号の電報については」ということで月額を払うべき示したものであるというふうにもは解さざるを得ないのではないかと考えます。

○阿部(未)委員 時間もありませんし、これを余り長く議論する気はありませんが、さつきも申し上げたように、これは委員長も一銭も支払わぬのかとびくびくしております。本来請負の契約というものは相手の労働力を潜在的に拘束しておるのです。拘束しておるからこそ、仮に一月に十通ぐらいの電報であらうとも、一通当たりで契約すれば安く済むものをかなり高い——高いと

言えれば語弊がありますが、かなりの金額をもって契約しておるのは、潜在的に労働力を拘束しておるからわりあい高い契約金を払っておるのですよ。そういう最低保障的なものがこの契約の中に含まれておると理解すべきですよ。含まれておるならば、一通もなければ一銭もやらぬという理屈はどこにも成り立ってこない。この原則をあなた方が認めるならば、いままでたまたま漏れた人がおる、この者についても何らかの措置を講じてもらいたい。これは私は金がないとは言わせません。あなた方がもし突っ張れば、私は金の出場で全部明確にしていきますが、どうですか。

○廣瀨政府委員 先生御指摘のように、最低保障の問題につきましては私も先生御指摘のとおりだと思いますし、今後十分検討してまいりたいと思ひますが、過去にさかのぼってということになりますと、契約の性格から現在の段階では非常に困難ではなからうかというふうに考える次第でございます。しかしながら、私も決してこのままでいいというふうには考えておりませんので、先生御指摘のように、この問題につきましましてはできるだけ速やかに検討をいたしたいと考えております。

○阿部(未)委員 くだくなりですけれども、いませんが、ぼくは方法があると思うのです。たとえば一通もないところについては慰労金とか報償金とか、何かそういうことが考えられやせぬですか。そういう意味も含めて、それならこの期間中に該当した者は、たまたま契約が不備であつたから一銭ももらえなかつたという結果を生むのではなく片手落ちになるでしょう。だから将来に向かつて改定ができるものならば、こゝに二年のわずかの間なんですから、件数も百とはいはななわけですからちよつと考へてくだされと、ぼくはわかりやすい話をしておるのですから、あなた、はいと言いなさいよ、どうですか。

○廣瀨政府委員 できるだけ速やかに結論を得たいと思ひます。

○阿部(未)委員 余りそこまで言いくいところ

もありましようが、私が申し上げた趣旨は大臣も十分御理解いただけたと思ひます。国会の場で公式に約束すればなかなかあれでしょうから、趣旨はわかつたということではひとつ進めたいと思ひますが、ようございませう。——それではその次に参ります。

先ほど小沢委員から普通貯金の十円以上ということについて質問がありましたね。十一円でもいいのか。それはいいことになっておるのです。定額貯金の方ですが、定額貯金はたしか規則の方で金額の定めがあるのですよ。そこで私の記憶では、たしか千円とか五千円とか一万円とか十万円とかあるのですが、なぜあんなものをつくつてあるわけですか。

○神山政府委員 お答えいたします。定額貯金は、貯金法第七条によりまして、「一定のすえ置期間を定め」云々、「一定の金額を一定に預入するもの」ということで、第二項でございませうが、「前項のすえ置期間及び預入期間は政令で、預入金額は省令で定める」ということで規則に委任されているわけでございます。

そこで「一定の金額」をどうするかということでございますが、現在「千円、五千円、一万円」というような刻みを置いた金額を定めているというところでございませう。

○阿部(未)委員 大臣、われわれは郵便貯金三百万円までできるわけですね。三百万定額貯金にしたときにどういふことになるか御存じですか。大臣は、三百万円おれは定額貯金したとお考えになつておるでしょう。あれは五十万円六口ということになるのです。三百万円一口ではないのです。そういう規定になつております。したがつて、たとえば十一万定額貯金したいという場合は、十万と一万ではなくて、一万円十一口となるわけですね。証書は一枚だから、加入者はみんなおれは百万貯金した、おれは二百万貯金したと思つておるのですよ。裏をひっくり返してみますと、五十万何口となつておるわけですね。それで、郵政省は規定上そうするのは構わぬとして

も、仮に五十万円一口の場合と十万円五口になった場合にはわずかながら利子の計算がかわつてくるのです。十年も預けておけば大分これは違つてくるわけですよ。そうすると、預入者は百万貯金したいと思つても、そういう規則があるために、百万持つていっても五十万二口と郵便局で決められてしまふわけですね。五十万二口からいふときは、率直に言つて百万と余り利子の変わりはないでしょう。しかし十一万という貯金をするとき、十一万の定額ができるか一万十一口になるかではいふぶん変わつてくる。まことに時宜を得ないもので、しかも今日総額が三百万になつた以上はその都度改正をいくべき筋のものだつたと思ふのです。その改正を急ぐおつたから今日最高五十万が一、おれは三百万定額貯金しておると思つておると間違つて五十万六口になつておる、こういう規則になつておるのです。これは預入者の方の立場から考へてみると郵便局の都合で勝手に決められておるもので、まことに不都合きまつたという気がするのですが、まず私の解釈に間違いがあるかないか貯金局長から答へてもらいたい。

○神山政府委員 ただいま先生のおっしゃるように、一万円口の場合と十万円口の場合と利息については端数計算において多少違ふ、非常にわずかでございませうが、違ふことは事実でございます。最高一口五十万という金額を検討して、上げるといふ方向はとれないのかという御質問でございますが、この件についてはよく検討いたしたいというふうに考へております。

○阿部(未)委員 実はこの前ちよつと積み残してある任意弁償の問題についてもさきようもうちよつと質問したいと思つたのですが、あのとき大臣も前向きで期間を定めて検討しようというお話でございませうから、任意弁償問題についてはそれではいやめまされけれども、あのときの趣旨を事務当局も十分くんでいただけて、任意弁償をどう扱つていくかということについて十分検討願うというところをお約束してもらつて、私の質問を終

わります。
○神山政府委員 十分検討したいと存じております。

○地崎委員長 土橋一吉君。

○土橋委員 私は、郵便貯金法の一部改正並びに簡易保険法の一部改正については全面的に賛成をしておるわけですが、ですから私は郵便法の一部改正についてだけ質問をして、あと昭和二十四年以前の簡易保険の特例に関する問題について、この二つを質問したいと思ひますので、明確に答えていただくようお願いしたいと思います。

今度の郵便貯金法の金利の引き下げの問題は、郵便法の金利引き上げと同様に一般新聞などでも連日報道いたしておりました。私もその内容をスクラップしていたのですが、ほとんど連日郵便貯金の問題が書いてあるわけですね。

そこで私は、ちょうど十月の過日、郵政大臣に政府委員室でお会いをいたしまして、私どもの物価対策関係の本部長の工藤先生とともに、日本共産党・革新共同としての基本的な問題について、大臣にも金利を下げないようというところで要請文と抗議文を出したことは御承知のとおりだと思ひます。

そこで私が特に質問したい点は、いま非常に不景気で皆さんが困っております。また不況対策をどうするかということも今次国会の中心的な課題であります。

もう一つは、インフレがずっと進んでまいりまして、これはどの国民の皆さんも非常に困っておるわけですね。ところが政府の提案によって郵便料金、特に酒、たばこはいま参議院の大蔵委員会にかかっておりますけれども、政府指導型によってこういう料金をどんどん上げてくるということ、は、物価を鎮静さすあるいは国民の需要を抑えてそうして国民生活の安定を図るというふうな観点から見ると、根本的に間違つた方向で郵便料金の値上げあるいは酒、たばこの値上げを政府指導型によってやっておりますというふうには思ひます。大臣はこの問題について、簡単に結構ですか

ら、一体どういうことでさような行き違ひを政府がやっておるのか、この点を答えていただきたい。

○村上国務大臣 郵便料金につきましては、すでに趣旨説明等でたびたび申し上げましたように、とにかく郵便の事業というものがほとんど人手を要するものでありまして、毎年上がってくる労銀引き上げのためにはどうしても現行料金では一年に千二、三百億も、あるいは二千億も、三年間では七千億も足らなくなる。これではとても郵便事業の経営というものが成り立つものでない。そこでお許しをいただいてあの料金改定の法案を提案しておる次第であります。

○土橋委員 しかし、郵政大臣もよく御承知のように、去る十月一日、本院のこの委員会においてああいふ状態において強行採決をしたという形でたゞいま参議院へ回送されておるわけですが、したがって、この審議の模様も、委員長自身もよく御承知のように、ああいふものはこの通信委員会において通過したと言ひたいものであります。これはもうはつきりしておるわけですが、

そこで、私は金利の問題を追及いたしますが、これは端的に答えていただきたいのですけれども、そういう状況で公定歩合を一定下げたから、どうしても郵貯のいわゆる金利を下げなければいかぬ、こういう理屈になつてきておるわけですよ。ところが、現在郵便貯金というのは、九九%近いものは個人の零細な貯金であるわけですよ。したがって、郵便貯金法第一条の規定を見ますと、これはどういふことを書いておるかといひますと、あなたもよく御承知でございますけれども、ここにはこういうふうにはつきり書いてある。「この法律は、郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段」としておるわけですが、貯蓄の手段といふことは、結局そこへ預けておけば幾らか知らぬが利がついて、それを引き出したときには自分の当初の計画どおりのものが十分買えるであらうということを予定しておるわけですが、また郵便貯金法の第十二条の規定によりますと、やはりここにも

書いてあります。「郵便貯金が簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定」をするということになりまして、貯金をすることについて、国民大衆はあそこへ預けておけば確実な貯蓄の方法として金利ももらへるし、また元金もちゃんとしたものをもらへて、その元金、利息では自分が考えておつたものをちゃんと買へる、こういうことがこの法律によって保障されておるわけですね。ところが、さっきあなたもおっしゃいましたように、物価もこれから上がるんだ、大学出てもなかなか勤め口がない、こういう状況だということをおあなたは先ほどの田中委員の御質問の中でお答えになった。物価が上がることを予定しておいて、郵便貯金の目減りについて、この価額が非常に少なくなつてくる、こういうことについて政府はどういう保障をしてくれませんか。その保障なくして、郵便貯金法第一条と第十二条の規定からいって、この精神を政府自身が足げにしてくれとばすようなことをやっていると、郵便貯金をやってくれ、やってくれと国民に幾ら言つたって、国民が信用するはずがございませんでしよう。そういう事態を救済しないでおいて、そして郵便貯金を下げなせ奨励するの。どういふわけですか。政府は国民から与えられた強大な権限をせつかく持つておるのですから、物価の安定を図る、そして郵便貯金法の基本的な原則に従つて——これは郵便貯金だけじゃございません。農協なんかの金もそうでしょう。また町にある信用組合などに預けておる一般庶民の皆さんもそうでしょう。しかし、大法人は公定歩合の引き下げによって非常な利益を受けるわけだね。これは法人組織です。事業形態を持つておるそういう私法人です。端的に言えば大資本の株式会社です。そういう諸君の利益を図って、郵貯にわずかな金を預けておるそういう人の目減りを抑へることもできないでおいて、おまけに金利だけは下げるというのはどういふわけですか。

○村上国務大臣 先生も御承知のように、第四次不況対策の一環としてどうしても金利水準を下げる

なければならぬということは、総理大臣の施政方針演説の中にも入つておりました。そういうようなことで、政府全体の考え方がどうしてもここで金利水準を下げる、貸し出し金利も下げるかわりにやはり預金金利も下げなければならぬということでありました。

○土橋委員 わかりました。そうすると村上郵政大臣はこの金利を下げるということは第四次不況対策上の基本原則だ、こういう説明だつたと思うのです。ところが第四次不況対策なるものは結局大企業、大資本、さようなものが景気刺激政策によって日本銀行から膨大な金を借りたものが、金利が安くなつておのれの肩が軽くなつた、それだから事業をやるだろうという予測のもとに行われている金利引き下げであるわけですが、ところが一般国民大衆、零細な金を貯金しておる者は、さうなところまで均てんを受けることはできないわけですが、たとえば中小企業が大きな銀行へ行つて金を貸してくんたと申し入れても、それは担保を提供せよとなかなかおかしなわけですが、特に市中銀行などでは中小企業が金を貸してくれ、一千万円貸してくれと言へば、二百万預金してくれとかいわれる歩みあるいは両建てという方法で、なかなか金利が安いわけですが、同時に金も貸してくれないわけですが、したがって、金利政策というものが大資本、大企業には景気刺激によって事業をやるような方向に向かうかも知れぬけれども、一般国民やあるいは零細な貯金をしておる方方にとっては、何の縁もないことだ。そうすることによって物価は上がつてくる。そうして不景気でなかなか収入も入らない。そうするとこの一般の新聞が報道しておるように、ダブルパンチを郵政省は国民の皆さんにかけておるといふことになつておるが、それでもさうでないと言ひ張るので

○村上国務大臣 非常に誤解があると思ひます。今回の金利水準を引き下げたということが大企業の一方面的な利益になるというふうなことは断じてありません。中小企業といふ小企業といふ、全般

なければならぬといふことは、総理大臣の施政方針演説の中にも入つておりました。そういうようなことで、政府全体の考え方がどうしてもここで金利水準を下げる、貸し出し金利も下げるかわりにやはり預金金利も下げなければならぬということでありました。

の金利水準が、貸出金利が下がるのでありまして、大企業の方に金利が味方するということのようなことは断じてございせん。

○土橋委員 あなたは断じてないといふ公言をいたしました。現実問題として中小企業の諸君がこの金利引き下げによっていまあなたがおっしゃったような利益を受けておられるのですか。実際はそうではないでございせんやうです。たとえば三百万貸してくれと言っても五十万円を預けてくれ、実際の状態というのはそういう状態です。これは動かしがたい事実であります。ましてや郵便貯金をしている人たちはとてもそんなことはできない。そしてこれは勤労者であります。あるいは零細な漁民や農民の方々であります。そのことによって、金利を下げるといふ利益があるのですか。仮に私が郵便貯金をしておるといたしまして、金利を下げられて私はどんな利益があるのですか。何の利益もないです。そういうことを予定しておるからこそ——郵便法第一条の規定でも、第十二条の規定にいたしまして、金利問題については相当考慮しなければならぬということに明瞭であるわけですね。ですから、あなたがいま仰せになりましたように、絶対そうじゃないと言いつけるけれども、事実はどうではない。逆なんです。たとえばここで申し上げますと、ある新聞はこういうふうな報道しております。これをちょっと読みましょうか。「ところで、金利が1%下がると、企業はどのくらいもうかるか。郵政審で参考人の教授が、はじめてみせた試算によると、三菱商事が年間八十億円、三井物産が六十四億円、新日鉄や三菱重工が二十五億円と金利負担が軽くなる。」金利負担が軽くなつてよろしいというように、あなたと新聞が報道しておられるわけですよ。過日私もあなたに指摘をいたしましたように、企業は太る、個人はやせてしまふ、こういうことをちゃんと新聞も——これは報道機関ですから、いいかげんなことを書いておるものじゃない。ちゃんと第三種郵便物の認可も受けておるところの毎日新聞という報道機関がちゃんと報道してお

るわけだ。いかがですか。あなたがおっしゃってあるようなことになっていないわけだ。ましてやこの金利政策は明らかに反国民的なものであるし、反郵便貯金者のなものであることは明瞭であるわけだ。ですから、私はあなたがここで金利の目減りについて、あるいは預金の目減りについてどういふ措置を政府は考えておるかということに明確に答えてもらわなければならぬ。このところが一番大事なところですよ。いままでは通信委員会でも何回も議論をしておられるけれども、あなたがこの預金の目減りについてどうするか、この金利の引き下げについて国民がどういふ被害を受けるのか、どういふ救済をするかということに正確に答えていないわけですよ。これをきょうは答えてもらいましょう。

○村上周務大臣 私はこの金利引き下げについてはいさぐち抵抗して見ました。しかし不況対策の一環としてどうしても日本の経済というか、物価を落つかして、そして各企業が中小企業といふ大企業といふ、活発に運営するのになければ失業者はどんどんちまたにあふれてくるし、物価もまたとどまるところを知らなくなつたのではというその不況対策と、それから一方ではインフレ、この二つがちょうどあぐらをかいているような時代でありましたので、とにかく政府としてはいろいろな対策の中でまず金利引き下げというものを非常に大きく取り扱つてきたわけでございます。もちろん、私の立場からすれば国民大衆の零細な貯蓄の集積であります郵便貯金の金利を下げることについてはいさぐち遠慮して見ましたけれども、物価を安定させること、また失業者をなくするのためにどうしてもこの政府の方針に従わざるを得ない、かように思ひまして郵政審議会に法に従つて諮問いたしました次第でありまして、郵政審議会の結論は、まあ今日のこの不況対策のために必要と得ないだろつという結論が出て今日に至つておるのであります。

○土橋委員 村上周政大臣、私は端的に言いますけれども、日本のいわゆる生産構造は二重構造と

言われております。それで、大企業が異常な不景気の中でどんな金もうけをしておられるのに中小企業は倒産をしておるといふことが言われておられるわけでございます。したがって、中小企業がどういふ恩恵を受けるかという、先ほどから私が申し上げておられますように、実際恩恵を受けていないわけですよ。両建てで、たとえば借りの三割とか四割の貯金をしなければ貸してくれないとか担保を強化しておるとか、こういう実情にあるのです。ですから、あなたが仰せになるようなことは、大企業にはそのとおりなんです。だから大企業はみんな喜んでおられるわけです。だから過日私がここで質問いたしましたように、土光さんがあつたうべらばうもないことを勝手にしゃべつて歩くわけですよ。しかし、あなたは、要するに零細な預金者であるところの国民大衆から預つておる金でありますから、その目減りを防止しなければいけません。金利を上げてやつても下げなければならぬ、こういう立場に立つておられるのに——あなたがこの新聞で拝見しております。あなたがた大蔵大臣とこうして並んでおる写真が出ております。いろいろ協議したとか、いろいろあなたと討論をされたこともみんな新聞に出ております。出しておられますけれども、結論的に言いますとあなたは賛成してしまわれた。ですから、私はやはり元金の目減り——貯金金利をむしろ上げるべきではないかというところを中心とした点を明確にしておきたい。これはどの新聞でも書いております。うそじゃございせん。皆大企業の利益である、そして零細な業者は皆苦しんでおるといふことは、どの報道機関も一様に論じておりますよ、国民の貯金に対する攻撃だ。これは私が言うんじゃない、皆、報道機関、学識経験者がちゃんとそういうふうな言つておられるわけですよ。そうすると、郵政大臣としては元金の目減りをどう抑えるかというところに今は全力を挙げて奮闘しなければならぬ。この金利引き下げによって何百億円という金が、要するに郵政省が払わなければならぬものを払わなければならないことになるわけですよ。

から、このところはやはり私は明確にしておかなければ、この法案に賛成をしたからといってこを通過させるわけにはまいらないということでありまして、この点をよく理解をしていただきたい。あなたが仰せになったようなことと逆のことを書いておられるわけですね。中小企業はあなたが

からおっしゃつたようなことになっていません。この報道機関でもちゃんと書いておられます。大企業は金利を下げたことによって大企業は利益を受けておられるのです。この新聞報道機関によりまして、三井物産は百四十四億円の利益を受ける、三菱商事は百二十七億円の利益を受ける、新日鉄は百十三億の利益が与えられておる、したがって、一部上場五百五十六社の年間の金利負担は三千五百四十億も軽減されるのですと、ちゃんと事実を挙げて書いておられるわけですね。そうすると、あなたの方の景気浮揚政策、これは明らかに大企業の方の金もうけの刺激をして、そして事業をやらせ、依然として中小企業は倒産の方向に向かつておる、こういう二重構造上における上部のいわゆる大資本、大企業に対しては利益は奉仕しておるといふ結果になっておられるわけですよ。ですからこの点を郵政においては厳重にしておかなければならぬ、こういうわけなんです。わかるでしよう、大臣。あなたどうですか。

○村上周務大臣 とにかくこれは私でなくて経済企画庁長官にお答えしてもらえばよくわかりだと思ひますが、とにかくあなたのお考えは、大企業の金利は安くなるが中小企業の金利は安くないんだというところのよう、これはあなたのお考えだけである。しかし今回の金利引き下げは、これはもとより預金の引き下げも行ひましたけれども、貸し出し金利は、その人とかあるいは人種とか色とか思想とかなんといふようなものを意味するものじゃありません。これは大企業にも中小企業にもみんな全般的に行われることでありまして、何か先生の御意見を聞いておると特別な人によくなる——私は大企業なんかの味方でもなければ何でもありません。したがってそういうこと

は先生の方が少しどうかと、私は日ごろの御意見と少し違ふような気がする。

○土橋委員 それは言い過ぎです。それは取り消していただきます。日ごろから私は大資本奉仕をしてはならない、大企業に自由民主党がべつたりくっついて——それでははつきり言いましうか。あなたの方の自由民主党本部は百億円の負債をしょってある。そういうところが五十億増えたとかまけないとか、担保を提供したとか騒いでいる。したがって、この問題は、私は従来大資本に奉仕をする政治に反対しておるわけですし、国民本位の立場に立つことを主張しておるわけですから、私は大臣がいまのような答弁をなさってもお上手でおっしゃったと思うけれども、そんなお上手は日本共産党の国会議員には通りません。われわれは声を大にして国民の生活を守り、国民の預金の目減りを防止しなければならぬ。国民の金利を上げ、要するに中小業者の皆さんもそうですけれども、生活を防衛する前線にわれわれは立つておるわけですから、あなたがそういうお上手をおっしゃってもだめなんですよ。ですから、ここでやはり貯金の目減り、これを防止する体制をとるべきである。同時に金利は、公定歩合を下げたからといって、むげに郵貯に及ぼすべくもない、これを明確にわれわれは考へておるわけなんです。その点をこの委員会においてははっきりしないで、この法案に賛成したからといって黙って通してくれなんて言えませんか。

○村上国務大臣 目減りの問題につきましては、ここでその金利を下げたというよりはいろいろ御批判がありまして、万やむを得ず、今日の目減りの問題を解決する物価の安定を図る意味においてこういう措置もしなければならぬんじゃないか、また、ちまたに失業者がごろごろするようになつたら大変だから、そういうふうな景気浮揚策もあわせて考えながら、何とかしてひとつ国民生活が安定するようにということでありまして、ただ金利だけの問題で目減り問題を私どもが無視したというのじゃございませんので、

その辺ひとつ御了承願います。

○土橋委員 時間がないので、これは引き続き土光さんの責任も追及しなければいぬし、理事会においてこれを証人として喚問することもまだ決まっておりますので、これも続いて私の方はやりまします。

そこで私は、昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置の問題について私たちはこれは棄権をいたしました。なぜかと申しますと、本日のある私的な会合においてもある有名な先生が、頭の床屋代は七千倍に上がつておる、こういうことを仰せになりました。そうですか、というふうには聞いておりましたけれども、七千倍も上がつておるのに、簡易生命保険で昭和二十四年以前のものはたとえ三十銭とか五十銭積み立てていく、それが当時の三十銭、四十銭といつたら大変大金ですよ。ところが、これが特例法を制定しまして、そして特別一時金というのは、ここにも書いてありますようにごく少ないわけですね。最低は千円ぐらいからせいぜい三千円前後といわれる。多いもので五、六千円ということなんです。そうすれば、二十四年以前の簡易保険を全部締め切るといたしまして、件数は二百三十三万件ございまして、これはやはり七千倍とか一万倍というふうな物価の上がつた状態でやはり支払いの措置を決めるべきものであつて、ここには要するに約十七億円を予定して五十年間問題を解決したいと言つておるわけなんです。これでは政府の信用を失墜するわけですね。なぜかと申しますと、簡易保険法の条文を大臣もお読みになつておるが、「この法律は、国民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供し、もつて国民の経済生活」を満たすと書いてある。ですからこの第一条の基本的な方針からいいますと、このことによつて確実に安い料金で、確実な経営でちゃんとした保険料がもらえると思つて保険契約を結ぶわけですよ。ところが結んだところが政府のおかしな政策で、戦争政策をやつたりおかしいことをやつちやつて、そし

て家は焼かれた、何だかんだいろいろ被害を受けて、おまけに、それから二十六年も二十七年もたつて今日、そのもつた三千円や千五百円の金でどうして一体償いができましようか。もし政府がさうなでたらめなことをするならば、この金額を上げてあげなければならぬ。少なくとも七千倍とか一万倍上げて、さらに慰勞的な意味の金も加えて、金額はここで申しません、適当な、なるほど電車賃使つて、自動車を使つて行つたけれども、郵政省もある程度めんどう見てくれたというふうにならないと、千五百円や三千円やつて恩に着せたような法律を出したつてだめですよ。いかがですか。

○中市政府委員 ただいま先生がおっしゃつたように、三千円という金額は、それ自体をとつてみますと確かに少のうございします。しかし今回の特別措置は、考え方としては、この二百三十三万円の契約が今後九割が約十五年間続くわけございしますが、それに要する経費が八十億、正確に申し上げますと八十六億四千三百万円ございしますけれども、ただし現在仮にこの措置を実施いたしますと、人件費、超勤とか賃金とか十三億五千万円ほどかかりますので、それを差し引きますと七十二億九千三百万円、こういう節減額でございします。

○土橋委員 ちょっと待つて下さい。せっかく御答弁中で恐縮でございますが、私はそんなあなた方が考へたようなルール、こういうでたらめなことをやめなさいということをおつておるので、そんなルールは聞かなくてもわかつておる。ここにちゃんと書いてある。法案提案の内容に何をくれるかということをやちゃんと書いてある。保険金繰上支払金と分配金繰上支払金と特別付加金、この特別付加金をふやしなさいということを書いてあるんですよ。ここに書いてあるような金をもらふのだつたら何も問題にならないのです。そんな金をやつておつて、そこに書いてある簡易保険の基本的な命題を自分から切り崩すようなことはやめなさいということをおつておるので

すよ。したがつて、金額は言いませんけれども、ある委員長がおっしゃつたように、七千倍も床屋がしておるのですから、その倍ぐらい、一万四千倍ぐらい加えるとかあるいは三万倍ぐらい加えて、行つた人が喜んで、よかつた、おじいちゃんがかけてくれたのはよかつた、死んだお母さんがかけてくれたのはよかつたということになるようにしないと、簡易保険制度の今後の運営は非常に困難になつてくるということでありまして、大臣、最後に答えてください。

○村上国務大臣 先生の御指摘の点はよくわかります。よくわかりますが、郵政省の困難な事情もまた御察察いただきまして、この程度で、ひとつよろしく願ひいたします。

○土橋委員 最後に、参議院においてやはりこれを増額する態勢をとつて下さい、修正をして、終わります。

○地崎委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○地崎委員長 これより各案について討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○地崎委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○地崎委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○地崎委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

二、〇〇〇円を 超え						四、〇〇〇円
五、〇〇〇円を 超え						五、〇〇〇円
五、〇〇〇円を 超え						六、〇〇〇円
一〇、〇〇〇円を 超え						
二〇、〇〇〇円を 超え						
五、〇〇〇円以下						
一〇、〇〇〇円以下						
二〇、〇〇〇円以下						

理由

昭和二十四年五月以前に効力が発生した簡易生命保険契約について、簡易生命保険事業の運営の効率化を図るとともに、加入者の利便を図るため、当該簡易生命保険契約につき保険金の支払に代わる特別一時金の支給に関し、支給の要件、特別一時金の額等必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、一の預金者に対する貸付総金額の制限額を三十万円に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年十一月二十九日印刷

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「被保険者一人につきそれぞれ五百万円を超えてはならない」を「被保険者一人につき、それぞれ八百万円を超えてはならず、かつ、定期保険及び次条の規定により被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額と保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額とを異なる額とする養老保険（保険約款の定めるところにより保険料の払込みを要しないこととするもの（以下「契約者死亡後自動継続保険」という。）を除く。）の保険契約並びにこれらに付された特約に係るものを除き五百万円を超えてはならない」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十一条第二項中「保険約款の定めるところにより保険契約者が死亡したことに因り将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険（以下「契約者死亡後自動継続保険」という。）を「契約者死亡後自動継続保険」に改める。

第四十五条の見出し中「因る保険金の支払」を「よる保険金の支払等」に改め、同条第一項中「附され」を「付され」に、「因り」を「より」に、「通知のあつた」を「身体障害の状態になつた」に、「但し」を「ただし」に、「因る」を「よる」に改める。

「に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近の社会経済情勢の推移にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、定期保険及び被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額と保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額とを異なる額とする養老保険につき、保険金の最高制限額を八百万円に引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年十二月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

M